

血統主義を採る甲國民が出生地主義を採る乙國に於て子を生んだ場合の如くである。後の場合は人が何國の國籍をも有しない場合で、例へば外國人と結婚するに依つて國籍を失はしめる國の女子が、結婚に依つて當然國籍を取得せしめない國の男子と結婚した場合の如くである。

【國籍取得】こくせきとく 人が出生其の他の事由に依つて日本人たる身分を取得することを謂ふ。(國籍法一乃至二二)

【國籍喪失】こくせきしつ 一旦其の國の臣民たる身分を有した者が、其の身分を喪失し他國人となり若くは無國籍人となるを謂ふ。

【國籍回復】こくせきかふく 一旦我國籍を失つた者が、法律の定める條件を具へたとき、再び日本人たる身分を回復するを謂ふ。(國籍法二五乃至二七)

【告示】こくせき 行政官廳又は司法裁判所が一般臣民に或事實を知悉せしめる爲め、公けに之を告知するを謂ふ。(議院法七二)

【告訴】こくせき 犯罪に依り損害を受けた者が、犯罪捜査の職務を有する官廳に犯罪事實を告

知するを謂ふ。(刑訴二五八乃至二七五)

【告發】こくせき 官吏又は公吏若くは何人でも犯罪があると思料するとき、犯罪捜査の職務を有する官廳に犯罪事實を申告するを謂ふ。(刑訴二六九)

【告知參加】こくせき 民事訴訟中原告若くは被告が敗訴するときは、第三者に對し擔保又は賠償の請求を爲し得べしと信じ、又は第三者から擔保又は賠償の請求を受けることを恐れる場合に、其の第三者に訴訟を告知し第三者が其の告知に依つて訴訟に参加するを謂ふ。(現民訴五九乃至六一、改民訴七六乃至七八)

【告知書】こくせき 行政官廳又は司法裁判所から或事實を特定の人に告知する書面を謂ふ。

【婚家】こんか 婚姻に依つて入夫若くは妻として入籍した家を謂ふ。(民七三八ノ二)

【婚姻】こんこん 一男一女が法定の條件に従つて成立せしめる夫婦關係を謂ふ。(民七六五乃至七七七)

【婚姻能力】こんこんのり 男又は女が婚姻を爲すことが出来る能力を謂ふ。

【婚姻解消】こんこんかいしょう 婚姻關係の消滅で離婚又は夫婦の一方の死亡等である。(民八〇八)



【混和】<sup>かん</sup> 各別の所有者に属する二個以上の動産が、混合融和して識別することが出来ないことを謂ふ。(民二四三乃至二四五、二四七、一一〇一)

【混同】<sup>こんどう</sup> 権利義務又は物が同一人に歸したことを謂ふ。(民四三八、五二〇)

え、系

【榮典】<sup>えいてん</sup> 公衆から尊敬される榮譽の地位を謂ふ。(憲二五)

【營業】<sup>えいぎや</sup> 主觀的に解するときば商人が其の商業に關して爲す所の諸種の行動で、民法第六條同第十五條、商法第六十條に所謂營業は此の意味である、客觀的に解するときば商人が其の商業に關して爲す諸種の行動の目的物及び之に關する權利義務の總稱で、商法第十八條同第二十二條及び同第二十三條に所謂營業は此の意味を有する。

【營業所】<sup>えいぎやじよ</sup> 營業に關する行爲の本據である所で、營業の中心點を謂ふ。(商九、二七八)

【營業稅】<sup>えいぎやぜい</sup> 國稅であつた營業稅は大正十五法律第十號で廢止された、地方稅である

營業稅は地方稅に關する件に(法律)依つて商業及び工業を營む者に對して賦課徴收する租稅を謂ふ。(地方稅に關する件一五乃至一八)

【營業の自由】<sup>えいぎやのじゆう</sup> 國民は何人でも隨意に各種の營業を營むことが出来る、封建時代の如く商業上の株を有する者でなければ、其の種類の商業を營むことが出来ないことを謂ふ。

【營業年度】<sup>えいぎやねんど</sup> 利益の配當、收支決算等の便宜の爲め或時期から他の時期に至る一定の期間を謂ふ。(商六八ノ一)

【營業使用人】<sup>えいぎやしゆじん</sup> 商業使用人と謂ふに同じである。

【營業收益稅】<sup>えいぎやしゆいぜい</sup> 法人又は個人が營業收益稅法第二條に規定した營業を爲した場合に、營業の純益に對して賦課徴收する租稅を謂ふ。(營業收益稅法)

【營利】<sup>えいり</sup> 財産上の利益を目的とすることを謂ふ。

【營外居住】<sup>えいぐわいじゆう</sup> 軍人、軍屬が兵營外に居住することを謂ふ。

【永世局外中立國】<sup>えいせいきよくわいちゆうりつこく</sup> 關係諸國の均勢を保ち平和を維持せしめる爲め、又稀

え、系

營・永



には商業上の利益を目的とし或一定の國をして避んで戦争を開くことを得ざるは勿論、他國間の戦争に關し常に局外中立を嚴守すべき義務を負担する國を謂ふ。

【永小作權】えいせうさくけん 一定の小作料を支拂つて耕作又は牧畜の爲め、他人の土地を使用する權利を謂ふ。(民二七〇乃至二七九)

【永代借地權】えいだいせいちけん 現行條約實施前に我國居留地で外國人が有した借地權であつたが、明治三十四年法律第三十九號に依つて一種の物權と爲し、民法中所有權に關する規定を準用することにした。

【衛戍】えいご 或一定の地に駐屯せしめる陸軍部隊で、其の地の警備に任ずるものを謂ふ。

【衛生組合】えいせいくみあひ 一定の區域内に一戸を構へる者を以て組會員と爲し、清潔方法、消毒方法、其他傳染病豫防救治に關する規約を定め之を履行するを以て目的と爲す一種の法人を謂ふ。(傳染病豫防法二三)

【縁組】えんぐみ 養子縁組と謂ふに同じである。(民八六〇、八六一)

【縁故】えんこ 縁者、故舊の關係ある者を謂ふ。(民九四五)

【淵源】えんげん 法の淵源若く法規の淵源と謂ふのは法の根本觀念の由つて來つた所を謂ふ。

【演習召集】えんしゅうしゅう 演習の爲めにする召集で、陸軍では在郷陸軍々人を召集し、海軍にては豫備役、後備役の海軍々人を召集する。(陸軍召集條例五一、海軍召集條例九)

【演繹法】えんげつぽう 一般から格段の事項に推論する方法で、自明なること若くは人の觀察に依つて得た判斷を基礎とし、特定の事項に對する疑を解決するを謂ふ。

【援用】えんよう 自己の利益の爲め一定の事實を他から引き來つて主張するを謂ふ。(民一四五、四三六)

【延期】えんぎん 一定の期間を変更して延長することを謂ふ。

【延着】えんちやく 到達すべき時期に到着しないで遅延して到着するを謂ふ。(商三二七)

て

【手形】てがひ 一定の金額を一定の日時及び場所に於て、振出人又は其の指定した第三者が支拂を爲すことを約する形式的の有價證券で、爲替手形、約束手形、小切手の三種で

え、系 淵・演・援・延 て 手



ある。(商四三四乃至五三七)

【手代】てだい

商業使用人の一種で其の營業に關する或種類又は特定行爲の委任を受け、其の受任事項に關し一切の行爲を爲す權限を有する者を謂ふ。(商三三)

【手附】てつき

有償契約を爲したとき契約解除の方法として一方から他方に交附する金銀その他の物品を謂ふ。(民五五七、五五九)

【手数料】てすうりょう

官廳又は公署に於て或特定人の爲に爲した行爲、又は營造物の使用に對し、其の特定人から行爲又は使用の報酬として支拂ふ金銀を謂ふ。(憲六二)

【手荷物】てにもの

旅客が旅行中日常の用に供する爲め携帯する物品を謂ふ。(民三一七、商三五二、三五二)

【手續法】てしゆほふ

實體法を運用する爲め手續を規定した法規で、之を助法又は形式法と謂ふ。例へば民事訴訟法及び刑事訴訟法は手續法の主要なものである。

【帝室】ていしつ

皇室と謂ふに同じで、天皇及び皇族の團體を總稱する用語である。(宮内省官制一)

【帝國】ていこく

皇帝の敬稱を有する自然人を主權者とする國家を謂ふ。

【帝國議會】ていこくぎかい

貴族院及び衆議院の總稱である。

【提出】ていしつ

憲法上では法律案を貴衆兩院の議に附することを法律案の提出と謂ふ。(憲三八、五〇)、訴訟法では證據物又は書類を當事者から裁判所に提出することを謂ふ。(現民訴六〇、改民訴二二三)

【提起】ていぎ

行政又は司法官廳に對し其の權限に屬する事項の處理を請求することを謂ふ。(行政裁判法二五、訴願法六)

【提供】ていき

或法律關係の相手方に對し、一定の金銀又は物品を差出すことを謂ふ。(民四九二、四九三)

【呈出】ていしゅつ

甲から乙に或物又は書類等を差出すを謂ふ。

【呈示】ていし

私人間に於て物又は書類を相手方に差出し示すを謂ふ。(商四六五)

【丁年】ていねん

人が年齢二十歳になつたことを謂ふ。(民三)

【抵觸】ていしつ

二個以上の事項が相背反し一を採れば他を善し、他を是とすれば一を非と



## て 抵・低・定

しなければならぬ様な状況にある二個相互の關係を謂ふ。

【**抵當權**】ていとうけん 債務者又は第三者が占有を移さないで、債務の擔保に供した不動産に付き、他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受ける權利を謂ふ。(民三六九乃至三九八)

【**低價年期**】ていげんねんき 荒地が免租年期を経過した後、尙ほ原地價に復し難いとき、十五ヶ年以内の期間其の地價を七割以下に定めることがある、此の期間を稱して低價年期と謂ふ。(地租條例二二)

【**定款**】ていけう 社團法人及び商事會社の組織及び業務執行の方法等法人の基礎を定める條規を謂ふ。(民三七、商一二〇乃至一二二)

【**定期**】ていぎ 或行爲を爲す爲め豫め一定した時期を謂ふ。

【**定期拂**】ていぎはらひ 一定の期間後に拂出すべき條件で銀行等に金錢を預け入れるを謂ふ。(貯蓄銀行條例一ノ二)

【**定期金**】ていぎきん 終身定期金契約等に依つて、當事者の一方が他方から定期に受取る金錢

を謂ふ。(民一六八、三七四)

【**定期取引**】ていぎとりひ 賣買契約の履行期限が取引所の指定する三ヶ月以内に於て定まる取引を謂ふ。(取引所法一八)

【**定期刊行物**】ていぎかんぎょうぶつ 定期に發行する文書、圖畫の類を謂ふ。(著作権法二一ノ二)

【**定役**】ていやく 法律の規定に依り囚人に課する役務を謂ふ。(刑一二)

【**定數**】ていすう 法律命令で或事項の爲め定めた所の人の員數を謂ふ。(民六一)

【**定率**】ていりつ 法律命令を以て定める或事項の割合を謂ふ。(利息制限法)

【**定著作物**】ていさくしやぶつ 天然である人爲に依るとを問はず、土地に固定密着する物を謂ふ。(民八六)

【**定時總會**】ていじしうかい 豫め一定する時期に開く總會を謂ふ。(商一五七)

【**定繫港**】ていけいこう 船籍港と謂ふに同じで船舶の住所とも見るべき港を謂ふ。

【**遞傳**】ていでん 甲官廳から乙官廳に、乙官廳から丙官廳へを遞次傳送するを謂ふ。

【**停船**】ていせん 檢疫又は戦時交戰國の軍艦が戦時禁制品搭載等の疑念を以て、中立國船舶の

て 定・遞・停



【**停職**】ていし 航行を一時停止せしめるを謂ふ。(海港檢疫法七)

二)

【**停會**】ていけい 議案提出の準備の爲め又は議會を解散するに先ち其の反省を促す爲め一時

【**停止**】てい 帝國議會の議事を停止するを謂ふ。(憲四四ノ一)

【**停止條件**】ていしじょうけん 司法、行政官廳の處分又は私人の行爲の進行又は繼續を中止するを謂ふ。

【**停止條件附**】ていしじょうけんつ 法律行爲の附款で未來且つ不確定の事實の發生する迄其の法律行爲の效力の發生又は消滅を停止する條件を謂ふ。

【**締結**】ていけつ 停止條件の附着したるを謂ふ意味である。(民一二七)

【**締盟國**】ていめいこく 締盟結約の略語で約束を取り結ぶことを謂ふ。(憲一三)

條約一)

【**訂正**】ていせい 更正と謂ふに同じで文書中の書損、違算其の他の誤謬を正すことを謂ふ。(日米通商航海

(民五一、戸一六四乃至一六七)

【**嫡母**】てきぼ 父の妻を庶子から見て嫡母を謂ふ。(民七二八、七七三)

【**指示**】ていし 摘出、指示の意味である。(刑二三〇)

【**摘發**】ていぱつ 摘出、發表の意で或事實を發きて之を公に表示することを謂ふ。

【**適式**】ていしき 法律命令の定める所の方式に適合することを謂ふ。

【**適用**】ていよう 一般的の法規の準則を或事實を包含する特定の場合に應用するを謂ふ。(法

例三、民四九、商一)

【**適法**】ていぽう 法律、命令の規定に適合することを謂ふ。(民一八八、六一三、七六三)

【**適齡**】ていれい 或行爲を爲すに適合する年齢を謂ふ。(民七八)

【**滌除**】ていじょ 滌除は民法中抵當權に特有のものである、抵當不動産に付き所有權、地上權、永小作權を取得した第三者が、民法第三百八十二條乃至第三百八十四條の規定に従ひ、抵當權者に提供して其の承諾を得た金額を拂渡し、又は之を供託して抵當權を消滅せしめるを謂ふ。(民三七八乃至三八一)



敵・點・顯・展・天・添・填

【敵國】ていこく 交戦中一方の國から他國を指して敵國と謂ふ。(刑八一乃至八五)

【敵國船舶敵國貨物】ていこくせんぱく ていこくくわぶつ 戦時禁制品に關する國際法上の主義で、戦時敵國の船舶に積載した貨物は中立國の貨物でも之を敵國の貨物と看做すと謂ふ主義を謂ふ。

【點檢】てんけん 物の全體を取調べないで點々検査するを謂ふ。(商三七五)

【顯末】てんまつ 最初から終局に至るまでの始終の事情を謂ふ。(民六四五)

【展閱】てんげん 展示、閱覽するを謂ふ。(商九八四、一〇一四)

【天皇】てんかう 日本帝國の主權者を謂ふ。(憲一、刑七三、七四)

【天災】てんさい 天然に發生する災害を謂ふ。

【天然果實】てんぜんくわいじつ 天然の化育に依ると人力の加工に依るとを問はず、時氣、地力等の養成する產出物を謂ふ。(民八八、八九)

【添付】てんぷ 所有權取得の一原因で附合、混和、加工の總稱である。(民二四乃至二四八)

【填補】てんぷ 缺損した部分を填充して補足するを謂ふ。(商六七)

て 填・典・轉

【填補利息】てんぷりそく 債務者が債權者の金銭其の他の物件を利用する報酬として、之に與へる金銭其の他の物を謂ふ。

【典物】てんぶつ 動産質權の目的物を謂ふ。

【轉官】てんくわん 官吏が一の官職から他の官職に轉ずるを謂ふ。(文官分限令六)

【轉勤】てんきん 官吏が職務執行上の都合に依つて長官の命令に依り、其の在勤地を轉ずるを謂ふ。

【轉質】てんしつ 質權者が其の權利の存續期間内で、自己が受取る質物の上に更に質權を設定するを謂ふ。(民三四八)

【轉所】てんじょ 官吏の任所を轉ずるを謂ふ。(裁審七三)

【轉職】てんしつ 同一官吏が或職務から他の職務に轉ずるを謂ふ。

【轉籍】てんせき 甲市町村の管轄地内から乙市町村の管轄地内に戸籍を移轉するを謂ふ。(戸一五八、一五九)

【轉貸】てんたい 貸貸借契約の借主が其の物を第三者に貸與するを謂ふ。(民六一二、六一三)



【轉得】とく 乙が甲から取得した物又は權利を丙が乙から取得するを謂ふ。(民四二四)

【轉送】せん 甲地から乙地に送り來つた物を更に乙地から丙地に送ることを謂ふ。(議院法四九)

【轉任】てん 轉職と謂ふに同じである。

【轉置】てん 從來存在した所から物品を他の場所に置き替へるを謂ふ。(民六六四)

【轉借人】てんしゃ 物品の賃借主から更に其の賃借物を賃借する人を謂ふ。(民三二四)

【轉付命令】てんぷ 金錢を以て債務の支拂を爲す代りに、金錢債權を差押へる債權者に券面額で其の債權を委付する爲め裁判所から下す命令を謂ふ。(現民訴五〇六〇)

【傳來取得】てんらい 一に之を繼承取得又は繼承取得と謂ふ、他人が從來所有した財産權を取得するを謂ふ。

あ

【案】あん 草案として成立する未確定の思想、又は文書を謂ふ。(法制局官制一ノ二)

【行在所】いんじょ 天皇が臨時滞在し給ふ場所を謂ふ。(刑一三一)

【安寧】あん 安穩、靜寧の節略語で兵亂、騷擾等の反對の狀況を謂ふ。

【安寧秩序】あんじゆ 公の秩序と同意味で社會の狀況が安穩靜寧で、凡百の事物各々其所を得て整頓した狀態を謂ふ。

【相手方】あいて 法律行為に二人以上の者が相對立する場合に、一方から他方を指して相手方と謂ふ。(民一九)

【惡意】い 或事項に關し法律上の效力に影響を及ぼすべき事實の存在を知ることな惡意と謂ふ。(民一六、一一二、一九一、七〇四)

【惡事】あく 常識を有する者の道義觀念に於て不正、不善と認める事項を謂ふ。

【預證券】よびせん 受寄者が保管の爲め受取つた金錢其の他の物に對し、保管の證として交付する證券を謂ふ。(商三五八乃至三八三)

【争】あひ 意見を異にする二人以上の者が、各々其の意見を固執して主張するを謂ふ。(現民訴五ノ三)



【新なる行爲】あらたな 同種類の行爲である爲め、事實上一行爲の様であるが、前後其の成立を異にする行爲を新なる行爲と謂ふ。(民一一九、五二三)

さ

【鎖鑰】くわ 鑰を以て鎖すの意で俗に謂ふ戸籍である。

【査定】いて 或特定の事項又は事情を審査決定する行政處分を謂ふ。

【詐稱】よし 或事實を詐はり稱することを謂ふ。

【詐術】めつじ 詐偽術數の意で偽計と謂ふに同じである。(民二〇)

【詐害】いざ 或る一定の事實を詐つて他人の權利を侵害するを謂ふ。

【詐欺】あざ 故らに虚偽の事實を陳述し、人を錯誤に陥らしめるを謂ふ。(民九六、刑三七章)

【詐欺取財】あざに 人を欺罔し又は恐喝して財物若くは證書類を騙取するを謂ふ。(刑二四六)

【詐欺破産】あざは 債務者が破産宣告の前後を問はず、自己若くは他人の利益を圖り又は債権者を害する目的で、次の行爲を爲し其の宣告が確定したときは、詐欺破産の罪となつて十年以下の懲役に處分される、(一)破産財團に屬する財産を隠匿、毀棄又は債権者の不利益に處分すること、(二)破産財團の負擔を虚偽に増加すること、(三)法律の規定に依り作るべき商業帳簿を作らず、之に財産の現況を知るに足るべき記載を爲さず又は不正の記載を爲し又は之を隠匿若くは毀棄すること、(四)第百八十七條の規定に依り裁判所書記が閉鎖した帳簿に変更を加へ又は之を隠匿若くは毀棄すること。

【作業】あそ 工作を爲す業務を謂ふ。(商二六四ノ五)

【作用】うきよ 作爲、效用の意である。

【作成】せいせい 作爲、成立の意で書類、物件を作爲、成立せしめることを謂ふ。(商三三三ノ二)

【作爲】あそ 積極的に或法律行爲又は不法行爲を爲すことを謂ふ。(民四一四ノ二)



【作爲犯】はきく 之を行犯とも謂ひ、刑罰法令の禁止規定に背き或行爲を爲すに依つて成立する犯罪を謂ふ。

【撮影】さつ 化学作用と光線の力に依つて人物、風景等の形象を寫すを謂ふ。(商二六四)

【参加】かん 參與加入の意で本來の關係者以外の者が法律命令の規定に基いて、其の關係に加入するを謂ふ。

【参加支拂】しんか 爲替手形及び約束手形の支拂人以外の者が手形の支拂を爲すことを謂ふ。(商五〇八乃至五一三)

【参加引受】しんか 支拂人が所持人の請求に依つて爲替手形の引受を爲さないとき、支拂人以外の人が手形の引受を爲すを謂ふ。(商五〇〇乃至五一三)

【参政權】しんせい 臣民が其の國の政治に參與する權利を謂ふ。

【三后】さんこう 太皇太后、皇太后、皇后の總稱である。(刑七三、七四)

【三親等】さんしんとう 親族關係の親疎に基く等級で、直系に於ては自己又は配偶者から三世を隔つる尊屬親又は卑屬親を謂ひ、傍系に於ては自己又は配偶者から相手との共同始祖

に遡り、更に其の始祖から相手に下る迄三世を隔つる者を謂ふ。(民七二五ノ三)

【三段論法】さんだんろんぽう 之を演繹論法と謂ひ演繹作用に基いて疑問を解決する方法である。

【三權分立論】さんけんぶんりつろん 國家の權力を立法、司法、行政の三權に分ち立法權は國會に、司法權は裁判所に、行政權は君主に之を有せしめ、此等の權力は各相獨立して互に侵犯することが出来ないを爲す説で、此説は最初、佛國の碩學モンテスキューの唱導した所で其の後一時歐洲諸國の學者が之を祖述したが、現時之を主張するものは一人もない、現時一般の學説は國家の權力を唯一圓滿で不可分のものと爲すので、之を三個の相獨立するものと爲すが如きは國法學普通の學説と相容れないのである。

【産婆】さんば 穉嬰と謂ふに同じで分娩の目的を以て、産婦を加養する者を謂ふ。(民一七〇)

【産出物】さんしゅつぶつ 天地自然の化育又は之に人工を加へるに依つて産出する有形物を謂ふ。(民八八)

【産業組合】さんぎょうくみあひ 組合員の産業又は其の經濟の發達を企圖する爲め、左記四個の目的



を以て設立する法人を謂ふ、(一)組合員に資金を貸付けること、(二)組合員の生産物を賣却すること、(三)組合員の爲めに物品を購買すること、(四)組合員に産業上必要な物件を使用せしめること。(産業組合法二)

【**殘期**】ざんき 一定の期間の或部分が経過した残りの期間を謂ふ。(民五八一)

【**殘存**】ざんぞん 一定の數量若くは數額中或部分が消滅若くは移轉しないで殘留存在するを謂ふ。(民四一〇、五六三)

【**殘餘財産**】ざんじゆざいさん 民法の法人又は商法の会社が解散したとき、清算に依つて其の債務を辨済し尙ほ殘存する財産を謂ふ。(民七八ノ三號、商九一ノ三號、二二九等)

【**指圖債權**】しちうちべん 證券面に記載した債權者又は其の債權者の指定した人に債務を辨済すべき債權を謂ふ。(民四六九乃至四七二、商三六六)

【**差戻**】さしも 一旦適法に受理した訴訟を法定の理由に基いて第一審裁判所又は區裁判所へ返戻することを謂ふ。(改民訴三八八、四〇七)

【**差押**】さしお 人の所有又は占有する物又は權利を剝奪する爲め、若くは一時其の使用、

處分を禁止する爲め、所有者又は占有者の意思に反し、其の使用、收益、處分を禁ずる官公署の處分を謂ふ。(民一四七、一五四、五四三、現民訴五〇二、五六五乃至五八六)

【**冊子**】しつ 書冊の別名である。

【**殺傷**】ころし 人を傷害又は死亡に致らしめることを謂ふ。

【**財産**】ざいさん 廣義では社會の財産若くは國民の財産を謂ふ意で、一の時代に存在する貨物の總體である、狹義では一個人の利益となるべき貨物の總體である、普通に財産は皆此の意義を有する。(民五五九、一〇二五、一〇二八)

【**財産上の所得**】ざいさんじゆうのしよく 地主の得る地代、資本家の得る利子の如きもので、其の類が年々變動することが少ないから確定收入の名がある。

【**財産刑**】ざいさんじゆ 國家が犯罪を理由として犯罪人の財産を奪取する刑罰を謂ふ。(刑九)

【**財産權**】ざいさんけん 財産を目的とする私權を謂ふ。(印紙税法一)

【**財産關係**】ざいさんけんけい 財産に関する法律關係を謂ふ。(民七九三)



【財産差押】さいざんさし 民事訴訟法では強制執行の方法として國家の機關が債務者の財産を差押へるを謂ふ、(現民訴五六四以下) 國稅徵收法では納稅義務を盡さない者に對し、強制徵收の手段として國家又は地方自治團體が滯納者の財産を差押へるを謂ふ。(國稅徵收法施行規則一三)

【財産分離】さいざんぶんり 相続債權者又は受遺者が相続開始の時から三ヶ月内に爲す請求に基き、相続人の財産中から相続財産を分離するを謂ふ。(民一〇四一乃至一〇五〇)

【財物】ざいぶつ 金錢、物品の總稱である。(刑二三五、二三六、二四六)

【財務】ざいむ 國家又は地方自治團體の財政事務を謂ふ。(大藏省官制一)

【財務行政】ざいむぎょうせい 國家又は地方自治團體が其の資産を得喪し若くは管理し並に歳入、歳出に關する諸般の行政を謂ふ。

【財貨】ざいばう 財産、貨幣の意で金錢を謂ふに同じである。

【財政】ざいせい 財務を謂ふに同じで國家又は地方自治團體の財政事務を謂ふ。

【財政學】ざいせいがく 國家又は地方自治團體の經濟行爲を以て研究の目的を爲す學問を謂ふ。

【財團法人】ざいだんほうじん 財産の集合から成立する團體を基礎として成立する法人を謂ふ。(民一〇五一、民三四、三九四〇等)

【材料】ざいりょう 或物體を構成する資料を謂ふ。(民六三六)

【採取】さいしゆ 自身又は人を使役して礦物を採取し自己の所有に移すを謂ふ。

【採決】さいけつ 個々の意見を採取し議決機關の意見を決定するに至らしめる方法で、決議の準備行爲を謂ふ。

【採納】さいなう 採用、嘉納の略語で國家の機關が他の機關又は個人の意見を嘉納し、採用するを謂ふ。(憲四〇)

【探掘】たんくわつ 土地を發掘して礦物を採取するを謂ふ。(礦業法一二乃至一六)

【細則】さいそく 一の法律又は命令を執行する爲め、其の法規の範圍内に於て些末の事項を規定する法則を謂ふ。

【歳計】さいけい 一會計年度間の收入支出に關する計算を謂ふ。

【歳出】さいしゆ 國家又は地方自治團體に於て、一會計年度間に於ける總ての經費を支出す



るを謂ふ。(會計法二)

【歳入】さいいり 國家又は地方自治團體に於て、一會計年度間に於ける總ての徵收方法に依る收入を謂ふ。(會計法二)

【歳費】さいひ 貴族院及び衆議院の議長、副議長、貴族院議員及び衆議院の議員が一年間の手當金として受領する金銭を謂ふ。(議院法一九ノ四)

【債券】さいけん 株式會社及び株式合資會社が社債を募集したとき、其の債權を證明する爲めに作成する證券を謂ふ。(商一七三、二〇五)

【債權】さいけん 特定人間の法律關係で一方が他方に對し給付を要求する權利である、換言すれば一方が對手に向ひ行爲又は不行爲を要求する權利を謂ふ。(民第三編)

【債權者集會】さいけんしやくわい 破産管財人若しくは監査委員の申立に依り、又は職權を以て裁判所が招集する破産債權者の會合で、裁判所の公告した事項に付き議決するのである。(破一七六乃至一八四)

【債主】さいしゆ 債權者と謂ふに同じで特定の債務者に對して債權を有する者を謂ふ。

【債務】さいむ 債權の反面で特定の人に對し或行爲を爲し、又は或行爲を爲さない義務を謂ふ。(民七八ノ二、四一二乃至四二〇)

【債務者】さいむしや 債務を負ふ人を謂ふ。

【債務名義】さいむなぎ 民事訴訟法の強制執行の基本となる書面で、債務の存在を確定したものを謂ふ。(現民訴五六〇)

【催告】さいご 法律命令に規定した場合に、一定の効果を發生せしめる爲め特定人に對し行爲若しくは不行爲を求め告知を謂ふ。(民一九、現民訴八五ノ三)

【最近親】さいじん 親等の最も近き者を謂ふ。(皇室典範二四)

【最惠國】さいゑいこく 一國が數多の外國と通商航海條約を締結した場合に、其の外國中最も利益ある條約を締結した國を謂ふ。

【最惠國條款】さいゑいこくじやく 甲國が乙國と國際條約を締結するに際し、乙國が既往に於て若しくは將來に於て第三國と締結する條約中、甲國に對する條約より以上の利益を與へる條項あるときは、甲國は當然其の利益を享有する旨の約定を謂ふ。



- 【最高機關】さいこうくわん 國家の諸機關中最も高等な權限を有する機關を謂ふ。
- 【最高裁判所】さいこうさいばんしょ 上告事件を受理審判する終審の裁判を謂ふ。(裁構四三)
- 【最長期】さいちがいき 或特定した期間の終了する時期を謂ふ。(民四六〇)
- 【最低價格】さいていげかく 或一定した範圍内於て最も低き價格を謂ふ。(商二〇三)
- 【最後の住所】さいごのじゅうしょ 住所を移轉し又は住所不明と爲つたとき、最終に有した住所を謂ふ。(人訴一、非訴二)
- 【罪證】ざいし 犯罪の成立又は其の輕重を證明する證據を謂ふ。
- 【罪狀】ざいじつ 犯罪の狀情を謂ふ。
- 【罪名】ざいめい 犯罪の名稱である。
- 【濟清】さいせい 一定の義務を盡し其の債務を完済し終ると謂ふ意である。(現民訴九七ノ一)
- 【再開】さいかい 民事訴訟上一旦閉ぢた辯論を再び開始するを謂ふ。(現民訴一二四)
- 【再議】さいぎ 一旦討論決定したことを更に論議するを謂ふ。(市制六四ノ一號)
- 【再婚】さいこん 一旦適法な婚姻を爲した者が其の婚姻の解消後、再び他の人と結婚すること

を謂ふ。(民七六八)

【再審】さいしん 刑事訴訟法では同法第四百八十五條に規定した場合、又は同法第四百八十六條に規定した場合の確定判決に對し、再び訴訟を開始して、審理判決を求めることを謂ふ。(刑四八五乃至五一五)

【再訴】さいそ 適法に提起した訴訟を取下げ、更に訴を起すことを謂ふ。(現民訴二〇六ノ二)

【再選】さいせん 適法に選舉された公吏又は議員の任期満了後、又は法定の理由に依つて選舉が效力を失つた後、更に選舉することを謂ふ。(議院法九七)

【再版】さいばん 一度出版した文書、圖畫を二回若くは三回以上出版することを謂ふ。(出版法一一)

【再犯】さいはん 一の犯罪に付き有罪の確定判決を受けた後、再び罪を犯したことを謂ひ、刑法の所謂累犯である。(刑五六乃至五九)

【再犯加重】さいはんかじゆう 再犯を理由として刑罰を加重するを謂ふ。(刑五七、五八)



【再保險】

保險價額の全部を保險に付した後、商法第三百八十九條第一號乃至第三號に該當する場合に、更に他の保險會社と保險契約を締結するを謂ふ。(商三八九)

【在官】

現在官公吏である身分を有する者を謂ふ。

【在職】

官吏が現に或職務に服しつゝあるを謂ふ。

【在廷】

現に法廷にあるを謂ふ。(現民訴一六)

【裁可】

主権者である君主が或事項を裁量し意見を發表するを謂ふ。(憲六)

【裁決】

官廳、地方自治團體又は行政裁判所が訴願若しくは行政訴訟を受理したとき、其の當否を裁斷決定するを謂ふ。(訴願法二〇二)

【裁定】

個人の請願、申請等に對し、官廳が之を裁斷決定するを謂ふ。

【裁判】

裁判所が訴訟法其他の法令に依つて民事、刑事の訴訟を審理し、一定の事實に法規を適用して下す威力ある宣言を謂ふ。(裁構二)

【裁判籍】

民事訴訟に於て土地に關する裁判所の管轄を謂ふ。(現民訴第二編第一章第二節、改民訴第一編第一章第一節)

【裁判所】

憲法上では統治機關の一つで法律の規定に従ひ、民事、刑事の裁判を爲す國家の機關を謂ふ、(憲五七) 裁判所構成法及び民事訴訟法上では裁判權を行ふ司法官廳を謂ふ。

【裁判管轄】

事物、土地、職務に關し裁判所が民事、刑事の訴訟を受理することを許された職務行使の範圍を謂ふ。(刑訴一乃至二三、現民訴一乃至二五、改民訴一乃至三四)

【裁量處分】

便宜處分と謂ひ行政官廳が其の權限の範圍内に於て、法令の規定に従つて自由に裁量して爲す所の處分を謂ふ。

【妻】

適法な婚姻を爲した女子が其の婚姻關係存続中に有する所の身分で、夫に對する法律上の名稱である。(民一四乃至一九、同七八八乃至七九一、同七九八、八〇一乃至八〇七)

【避く可からざる事變】

自己の力を以て拒ぐことが出来ない天變、地震其他の事故、災害を謂ふ。(民一六一)



【雜收入】ざしゆ 收入額の多くないので特に項目を設ける必要がなく、一括して雜收入と謂ふ項目を設けた地方税の收入科目を謂ふ。

【雜種地】ざしゆち 田、畑、郡村宅地、市街宅地、鹽田、鑛泉地、池沼、山林、牧場、原野以外の有租地を謂ふ。(地租條例三)

【邇及力】りやく 或事件の存在後一定の時期を経過して法律上の効力が発生したとき、其の効力が事件の存立した當時に邇るを謂ふ。(民一二七ノ三)

【錯誤】さくご 人の或事項に對する認識が事實と符合しないことを謂ふ、錯誤には事實上の錯誤と法律上の錯誤と二種がある、事實上の錯誤は或事實の真相を誤解した爲め、其の事實に對する認識が眞の事實と齟齬するを謂ふ、法律上の錯誤は法律規定の誤解若くは不知に依つて法規に對する見解と、法規の眞正の意見と齟齬するを謂ふ。(民九五、七〇六)

【削減】けつげん 一旦定められたもの又は既に定まつた數量を削り減するを謂ふ。(憲六七)

【削除】けつじゆ 一旦定められたもの若くは既に定まつた事項を削り除くを謂ふ。

き

【毀損】きんそん 事物本來の状態を毀傷損耗せしめるを謂ふ、例へば名譽毀損、身體毀傷と謂ふ様なことである。(刑二三〇)

【毀棄】きせき 毀損、拋棄して事物の效用を失はしめるを謂ふ。(刑二五八)

【毀滅】きめつ 毀損、滅失を謂ふ。

【歸化】きけく 他國の國民又は無籍國人が一定の條件の下に或國の國籍を取得するを謂ふ。(國籍法七乃至一二)

【歸航】きかう 船舶の歸る航海を謂ふ。(商五八二)

【歸屬】ききよ 法律の規定に依つて財産が特定の場合に特定人に歸着所屬するを謂ふ。(民四二、七二、二五五、一〇五九ノ一)

【歸納】きなう 多くの經驗を集めて、一般の眞理又は原則を推究確定するを謂ふ。

【歸納的論法】きなうてきろんぽう 歸納作用に基いて一般の眞理又は原則を求める論理作用を謂ふ。



【危急】きき

病勢危篤で急迫となつた状態を謂ふ。(民一〇七六、一〇七九)

【危害】いがい

人の身體、生命に危難、傷害を加へるを謂ふ。(刑七三、七五) 又人の身體

生命、財産、名譽に危難損害を加へるを謂ふ。(民六九八)

【危険】けんき

危害の發生せんとする虞れある状態を謂ふ。(商四〇八、四一一乃至四一三

六四一)

【危難】いなん

危害に遭つたことを謂ふ。(刑三七、民三〇、七二〇)

【機關】くわん

全體の一部として其の全體の爲めに作用を爲す物を機關と謂ふ、例へば帝國

議會、國務大臣、裁判所を統治機關と謂ふが如くである。

【機密】きみつ

樞機祕密の意味である。

【機械】いかけ

機巧を施した尤も完全な道具で、最初人畜、電氣等の力に依つて運轉の方

向を指示するときは、自ら轉輾して活動するものを謂ふ。

【期間】きかん

時刻の間隔を謂ふ、換言すれば一定の時刻から一定の時刻に至る範圍であ

る。(民一三八乃至一四三、現民訴一五六乃至一五九)

【期限】きげん

期間の終了する時期である、民法上では當事者が一定の法律行為の履行又は

其の消滅を繋らしめた將來の事實で、其の到來することの確定したものを謂ふ。(民一

三五乃至一三七、一九六、四一二、五〇六)

【期日】きじ

一定の事項に關し日若くは時を以て定めた特定の時期を謂ふ。(現民訴一五

九乃至一六三、改民訴一五二乃至一五五)

【起訴】きそ

民事又は刑事の訴を提起するを謂ふ。(現民訴三)

【起算日】きざん

期間の計算を爲す場合に於ける其の期間の初日を謂ふ。(民一四四)

【既決囚】いけつしゆ

刑事裁判を経て有罪と決定した囚人を謂ふ。(刑九七、九八)

【既遂犯】いすいはん

犯人が目的とした犯罪を遂げ終つたことを謂ふ。

【既得權】いとく

法律、命令の規定に基いて其の自然の作用として又は特定の行為を爲

した爲め既往に於て獲得した權利を謂ふ。

【既判效】いはん

之を既判力と謂ひ民事、刑事の判決確定後同一事件に付いて再び審理し

ない效力を謂ふ。



【既定の歳出】きていのさいしゅつ

憲法上の大権に基いて帝國議會に於て豫算を議定する以前に於て、既に費目及び金額若くは金額のみが確定した歳出である。

【既定豫算】きていんよざん 法律の規定に従つて一定の手續を経て既に確定した豫算を謂ふ。

【棄却】やきく 故障又は上訴を受理したとき、裁判所が故障又は上訴を理由がないと謂つて其の申立を破棄して却下するを謂ふ。(現民訴四三九ノ一、改民訴三八四、四〇一)

【棄權】んきけん 権利者が任意に自己の有する私權を拋棄するを謂ふ。

【紀律】きりつ 法律規則と謂ふと同じ意味である。(議院法八)

【記號】きごう 私人又は官廳が或目的を以て物品に押捺する標章を謂ふ。

【記名】きめい 證券其の他の書類に一定の人の氏名を記載することである、之れを細別する

る、(一) 證券の記名と謂ふは、債權者の氏名を明記しあることである、(二) 投票其の他の書類に記名と謂ふは、其の書類作成者の氏名を記載したことを謂ふ。

【記名式】きめいしき 證券に其の權利者の氏名又は商號を記載して發行する證券發行の方式

を謂ふ。(商四一五)

【寄藏】きざう 人の寄託を受け或物品を藏匿するを謂ふ。(刑二五六ノ二)

【寄託】きたく 當事者の一方が相手方の爲めに保管を爲すことを約して或物を受取るに依つて成立する契約を謂ふ。(民六五七乃至六六六、商三五三乃至三八三)

【寄託者】きたくしや 他人に物品を保管せしめる爲め、目的である物品を引渡す人を謂ふ。

(民六六一、六六二、六六六)

【寄託物】きたくぶつ 寄託契約の目的物を謂ふ。(民六六〇乃至六六六)

【寄附】きぶつ 或人が慈善其の他公共的目的で、自己の財産を無償で社寺、法人等に贈與するを謂ふ。

【寄附行爲】きぶつこうゐ 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其の他公益に關する目的を以て、財團

法人を設立する爲め特定の人が其の財産を無償にて處分するを謂ふ。(民四一乃至四三)

【寄留】きりう 九十日以上本籍地以外の一定の場所に住所又は居所を有するを謂ふ。(寄留



法一

【寄港】ウツカ

船舶が航海中に或港に立ち寄るを謂ふ。(商六六一、船舶法三)

【竊束】クセ

法の力に依つて強制して束縛するを謂ふ。(現民訴八)

【竊絆】クセバ

人の身體の自由を束縛するを謂ふ。(民一四)

【規則】クモ

法規と謂ふに同じて法律上に於ける原因結果の關係を定めたものを謂ふ。

【規約】クヤ

法律に豫定した準則に依つて或團體の關係者が協議上定めた規則で、強制力を有するものを謂ふ。

【規定】クイテ

法律、命令中の條項に於て明定するオキテと謂ふ意味である。(民四、一二、一八、商一、二、三)

【忌避】クヒ

民事、刑事の訴訟又は行政訴訟に於て、當該事件の裁判官又は書記が法律に依つて職務の執行から除斥されたとき又は偏頗の裁判を爲す疑ある場合に、其の裁判官又は書記が裁判に參與することを避けしめる訴訟關係者の申立を謂ふ。(刑訴二四乃至三五、現民訴三三乃至四一、改民訴三五乃至四四、行政裁判法一一、一二)

【基本財産】キほんざいさん

其の収益を以て或事業の費用に充てる目的で設備する財産を謂ふ。(市制八)

【欺罔】クモ

偽計、詐術を施して人を錯誤に陥し入れを謂ふ。(刑二四六ノ一)

【欺隱】クモル

或事實又は或物件を欺罔し隠蔽するを謂ふ。

【企業】クモヒ

人が生産の爲め自己の計算危険に於て爲す各種の生産方の結合を謂ふ。

【企業利益】クモヒベキ

之を利潤と謂ふ企業の勤務に服する報酬で、生産物中企業者の所得に歸する分け前を謂ふ。

【偽印】クモイ

偽造した官私の印章を謂ふ。

【偽璽】クモイ

偽造した國璽及び御璽を謂ふ。(著作權法一五ノ三)

【偽作】クモキ

他人の著作權を侵害する著作物を作るを謂ふ。(刑一四八、一四九、一六二乃至一六七)

【偽造】クモク

【偽證】クモシ

民事、刑事の裁判又は行政裁判に於て、證人として呼出され宣誓した者が、



被告人を曲庇陷害する目的で、又は訴訟當事者の一方を利益し若くは損害する爲め、不實の陳述を爲すを謂ふ。(刑一六九、一七〇)

【議院】ぎいん 帝國議會を組成する貴族院及び衆議院を各別に指稱する場合に用ゐる熟語である。(憲三八)

【議員】ぎいん 法律、命令の規定した適法の資格を有する者が、選任其の方法に依つて或議決機關の構成員と爲つたことを謂ふ。(憲三四、五二)

【議會】ぎい 廣義では法律に依つて組織する合議制の機關を總稱する、狹義では帝國議會のみを指稱する。(憲三章)

【議案】ぎあん 議決に依つて確定すべき事項の草案で、議會に提出された文書を謂ふ。(議二七乃至三〇)

【議定】ぎてい 議案を討議して決定するを謂ふ。(憲七一)

【議決】ぎけつ 動詞としては議員が討議の上、議案の可否若くは修正を決定するを謂ひ、(憲三八) 名詞としては討議して決定したものを議決と謂ふ。(議員法十四ノ一)

【議決權】ぎけつけん 法律、命令の規定に依つて或議決機關の構成員となる資格を有する者が討議の決定に參與する權利を謂ふ。(商一六二)

【議決機關】ぎけつくわん 執行機關の對稱で執行機關をして或事務を處理せしめる爲め、豫め其の事項を議決する權限を有する機關を謂ふ。

【議事】ぎじ 議會が議案を審査討議することを謂ふ。(憲四六、四七)

【議事録】ぎじろく 議會に於ける議事の頭末を記載した記録を謂ふ。(議院法一七ノ二)

【議事日程】ぎじにちてい 或特定の日に討議すべく豫定した議事及び其の順序を定めた課程を謂ふ。(樞密院官制一五ノ二)

【議定書】ぎていしょ 二國以上の間に締結した國際條約に附屬して本條約の細目、註解、補充、例外等を協議決定して之を記載した書面を謂ふ。

【技術的分業】ぎじゆていぶんぎやう 各種の職業間又は其職業中の各技術者間に行はれる分業を謂ふ。

【艤裝】ぎそう 船舶が出港の準備及び裝置を爲すを謂ふ。(商六八〇)

【休職】きよく 法律に規定した事由(例へば文官分限令第十一條に列記した場合の如くで



ある)に基き官吏又は公吏をして一定の期間其の職務の執行を休止せしめるを謂ふ。  
(文官分限令一一)

【休戦】せんせん 平和條約の準備又は軍備整頓等の目的で、交戦者雙方合意の上一定の期間交戦行為を休止するを謂ふ。

【義務】ぎむ 債務と同意義で法律の規定又は任意に締結した契約に依つて、或作為又は不作爲を強要される法律上の羈束を受ける状態で、法の力を以て自由を拘束されつゝある状態を謂ふ。(憲二〇、二二、民五四、九五四乃至九五九)

【義務共通】ぎむきゆうつう 物の性質又は當事者の合意に依つて數人が共同義務者である位地に立つを謂ふ。(現民訴四八ノ一)

【舉證】きよし 民事訴訟で當事者が自己の主張を確める爲め、種々の證據を舉げる必要がある、之を舉證と謂ふ。

【舉證の責】きよしのせき 舉證する責任を謂ふ、舉證の責任を盡さない原告若しくは被告は敗訴となる。

【共犯】きんぱつ 二人以上共同して犯罪を行ふを謂ふ、共同して罪を犯すとは意思が共通し相互各々犯罪行為を分擔するを謂ふ。(刑六〇乃至六五)

【共通】きゆうつう 一個の事柄が二個以上の事物に同一關係を有する状態を謂ふ。(民六七四ノ二)

【共通法】きゆうつうほう 民事又は刑事に關し内地、朝鮮、臺灣、關東州又は南洋等に關係あるとき、法令の適用を定めた法規を謂ふ。(共通法)

【共有】きゆうゆう 一個の財産權が同時に數人に共屬する状態を謂ふ。(民二四九乃至二六四、二〇八ノ二)

【共同】きゆうどう 二人以上の人が或事實若しくは事物に關し利害を共にし同一の地位に立つを謂ふ。(民七一九、商六四一)

【共同相続人】きゆうどうぞうりやくじん 同順位にある數人の遺産相続人が、共同して遺産を相続するときは此の數人を共同相続人と謂ふ。(民九九四ノ二)

【共同海損】きゆうどうかいそん 船長が船舶及び積荷をして共同の危険を免れしめる爲め、船舶又は



【共同訴訟】きょうどうそつご 積荷に付き爲した處分に依つて生じた損害及び費用を謂ふ。(商六四一乃至六五一)

【共同訴訟】きょうどうそつご 數人が原告となつて訴を起し、又は數人が被告となつて訴を受ける場合を共同訴訟と謂ふ。(現訴四八乃至五〇、改民訴五九乃至六三)

【共和國】きょうわこく 之を民主國と謂ひ國の主權が國民全體に存在する國を謂ふ。

【共益費用】きやくひよう 一定の事物に關して支出した費用が、二人以上の者に共通して利益となつたときは、之を共益費用と謂ふ。(民三〇七)

【共同分部】きょうどうぶんぶ 一個の物を二人以上の人が共同して使用する部分を謂ふ。(民二〇八)

【供述】きよつ 民事、刑事の訴訟に關し證人、鑑定人が裁判所に於て事實を陳述するを謂ふ。(刑訴二〇一、二〇二、現民訴三一三、三一四)

【供託】きよつ 法律、命令の規定若くは裁判所の命令に依つて一定の場合に金錢若くは有價證券を供託局に提供寄託するを謂ふ。(民三六七、四九四乃至四九八、供託法一乃至一四)

【供託局】きよつぐう 供託を爲すべく法律の規定する官廳を謂ふ。(供託法一、二、四)

【供給】きよつ 貨物が販賣又は交換の爲めに市場に提供されることを謂ふ。

【供給契約】きよつけいやく 將來他人から取得すべき動産又は有價證券を賣渡すことを約定する契約を謂ふ。(商二六三ノ二)

【恐喝】きよつ 一定の人に對し人爲又は天災に依つて將來或危害を蒙らしめることを告げ其の人に畏怖の念を起さしめるを謂ふ。(刑二四九ノ一)

【恐慌】きよつ 消費と生産の急激な不權衡の發生に基く經濟上の變亂狀態を謂ふ、而して恐慌に貨幣上の恐慌と信用上の恐慌と商業上の恐慌との三種がある。

【脅迫】きよつ 特定人に對し其の生命、身體、自由、名譽、財産に重大な危害を加へることを感知せしめ、其の自由な意思の實行を妨げるを謂ふ。(刑二二二、二二三)

【疆界】きやうがい 境界を謂ふに同じである。(民二二五、二二九)

【境界】きやうがい 行政、司法の管轄權若くは私人の所有權行使の爲め土地に關し其の區域を定める分割點を謂ふ。



【兇器】うぎょ

人類を殺傷するに供する目的を以て作製した器具を謂ふ。(治安警察法一三)

【兇徒】うぎょと

不法の行動を爲すの目的で聚合同結する人を謂ふ。

【競合】きやうごう

同一目的物の上に數個の権利が集合し、各権利者が各々先を争つて自己の権利を行使せんとするを謂ふ。(民三二九乃至三三一)

【競賣】きやうばい

入札其の他の方法に依つて多數の購買希望者中にて最高の價格で買受けんとする者を定め、之に特定の物件を賣渡す公の處分を謂ふ。(民一九四、三八七、三九〇、商二八六)

【競買】きやうばい

競賣に依つて其の目的物である動産又は不動産を買取るを謂ふ。(現民訴五八〇)

【競落】きやうらく

競買申込人が最低競賣價格以上で、最高競買の申込を爲し、競賣の目的物を取得するを謂ふ。(競賣法一三ノ二、現民訴五七七、五八〇、五九〇)

【競争入札】きやうそうさつ

政府が私人と工事又は物件の賣買貸借を爲すに際し、一般に公告し賣買貸借の希望者に入札を爲さしめ、豫定價格以上の入札者と其の目的である契約を

結ぶを謂ふ。(會計法三一、會計規則八五乃至一一三)

【競業禁止】きやうごうし

代理商、合名會社の無限責任社員、株式會社の取締役が自己又は第

三者の爲め、本人若くは會社の營業部類に屬する商行為を爲し、又は同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員と爲ることを禁じ利益の衝突を防ぐを謂ふ。(商三八、六〇、一七五)

【強暴】きやうぼう

民法の用語で暴行、強迫の略語である、暴行及び強迫の項の説明を参照されたい。(民一九〇ノ二、現民訴七六〇)

【強迫】きやうはく

故意を以て不法に他人に對し生命、身體、自由、名譽、節操、財産等に危害を加へることを通知し、之に依つて畏怖の念を生ぜしめることを謂ふ。(民九六ノ一、一〇一、七五九、七八三)

【強行】きやうかう

強制施行の略語で特定人の意思に反し或事項を強制して施行するを謂ふ。

【強行法】きやうかうほう

命令法を謂ふに同じで國民が遵奉する意思の有無を問はず、殊に其の意に反し強制して施行する法規を謂ふ。



【強制】せいき 國家の權力に依つて特定人の意思を抑制するを謂ふ。(河川法五六ノ二)

【強制履行】せいきりやう 民法上の債務不履行の救済手段で、債務者が其の債務を任意に履行しないとき、債権者が裁判所に申請し債務者を強制して、債務の本旨に従つた履行を爲さしめるを謂ふ。(民四一四ノ一)

【強制和議】せいきわぎ 破産者の提供に依つて裁判所が辨済の方法其の他の條件を定め、破産債権者の議決を以て和解を爲さしめるを謂ふ。(破二九〇乃至三四六)

【強制執行】せいきがう 確定判決及び假執行の宣言又は其の他債務名義に依つて國家の公力に依り債務者を強制し、其の財産に對し判決又は債務名義の通り執行を爲すを謂ふ。(現民訴六編一章乃至三章)

【強制豫算】せいきよさん 市町村が法律勅令に依つて負擔又は當該官廳の職權に依つて命令する支出を定額豫算表に登載せず又は之を實行しないとき、府縣知事が其の監督權に依つて強制して定める市町村の豫算を謂ふ。(市制一六三、町村制一四三)

【強制通用】せいきようよう 國家の公力に依つて其の制定した貨幣を強制して通用せしめるを

謂ふ。(民四〇二ノ二)

【強制管理】せいきわんり 差押の爲め又は債務者が所有する或特定の不動産の收益を管理人に強制徴收せしめ、之を債權の辨済に供せしめるもので、不動産に對する強制執行の一方法である。(民訴六四〇、七〇六乃至七一六)

【強制競賣】せいきやうばい 不動産に對する強制執行の一方法で、債務者の所有に屬する不動産を強制して競賣し、其の代金を以て債權の辨済に充てしめるを謂ふ。(民訴六四〇、六四一乃至七〇五)

【急迫】せいき 急速切迫の意である。(民六九八、九一五、九一八)

【享有】せいきやう 人が權利又は利益を享受保有するを謂ふ。(民一、二、三六)

【享有能力】せいきやうのうりよく 權利の享有能力は公權、私權を享受保有する能力と謂ふ意で、人格と謂ふに同じである。權利享有能力は權利行使能力の對稱で、通常學說上能力と謂ふは行為能力のことである。

【享受】せいきやう 享は自然に權利又は利益を享けるを謂ひ、受は他人より授ける權利又は利



益を受けるを謂ふ。(民五三七、商四〇三)

【許可】かきょ 行政法上では一般臣民に許さない行為を特定の場合に特定人に許す行政處分である、例へば銃砲彈藥販賣の許可の如くである。民法上では或事項を處分する權能ある者が、其の事項に関する他人の請求を許容する行為である、例へば夫が妻の營業を許可するが如くである。(民六、一四、七五三、非訟七六、九〇)

【虚偽】きょぎょ 意思表示を爲すに當つて、眞實に反し假裝の表示を爲すを謂ふ。(民九四)

【居中調停】きちゅうてい 國際爭議の平和解決方法の一つで、國家間に爭議あるとき、第三國が其の中間に立つて平和を維持する方法に付き談判に關係し、其の爭議を終了せしめることに盡力するを謂ふ。

【居所】きょじょ

人が現に存在する場所を謂ふ。(民二二、二三、二五)

【居住】きょぢゅう 人が居所として存在する場合、住所として存在する場所を併稱するの用語で、一時又は永久に生活の本據として住居する場所を謂ふ。(憲二二)

【居所地法】きょじょちほう 人が居所を有する地に行はれる法規を謂ふ。(法例二七、二八)

【居住の自由】のじゅうじゆ 日本臣民が其の居所又は住所を隨意に選定することを得る法律上の自由である。

【居留地】きゅうち 甲國に對し乙國が領事裁判權を有するとき、甲國は其の國土の一部を限り、乙國臣民を居住せしめる、此の地域を稱して居留地と謂ふ。

【拒絶證書】きょぜつしよ 手形又は倉庫營業者の發行する質入證券の所持人が、引受若くは支拂の請求を爲して拒絶された場合に、其の事實を證する爲め所持人の請求に依つて公證人又は執達吏の作成する證書を謂ふ。(商三七三、四六六、四六七、四八二、五一四乃至五一七)

【御璽】ぎょじ 天皇の印章を謂ふ、宗祖傳來の御璽は銅材で方形曲尺二寸七分であつたが明治七年新製の御璽は金材で方形曲尺三寸である。(刑一六四)

【行政】ぎやう 形式上の意義では帝國議會及び司法裁判所以外の國家の機關に依つて行ふ國權の作用である、權力は人格に對してのみ行はれるから、行政は臣民に對する國權の作用である、實質上の意義では、立法及び司法以外の國家行政で國家の維持發達臣



民の安寧幸福を直接の目的とする國權の活動を謂ふ。

【行政行爲】 前項に説明した國家的行爲を謂ふ。

【行政命令】 立法事項及び大權事項以外の事項に付いて行政の目的で、天皇の親ら發し、又は行政機關に命じて發せしめる命令を謂ふ。

【行政處分】 特定の事件に付て臣民を規律する爲め、行政官廳の爲す權力作用を謂ふ。

【行政法規】 行政上一定の事實に對し、概括的の法規の結果を定めたものを謂ふ。

【行政訴願】 違法又は不當な行政處分に依つて權利又は利益を毀損された者が、其の處分を爲した行政官廳の上級官廳に其の處分の取消又は變更を求めらるるを謂ふ。

【行政裁判】 違法の行政處分に依つて權利を侵害された者の請求に基き、行政裁判所で原行政處分の取消又は變更を爲すを謂ふ。

【行政裁判所】 東京に一ヶ所設置し所長一人、評定官十一人を以て組織する合議制の裁判機關である。(憲六一)

【求償權】 連帶債務者の一人又は保證人が辨濟其の他自己の出捐に依つて他人の債務の全部又は一部を消滅せしめた場合に、他の連帶債務者又は主たる債務者に對して償還を請求する權利を謂ふ。(民四四二、四六〇、四六四)

【給付】 債權の目的は作爲、不作爲、或物を與へる義務の三つである、從來之を作爲、不作爲の二つと爲したが、民法の用例では、更に之を一括して給付と爲したので、給付は債權の目的である。(民一六九、四〇一、四〇二、五三七)

【給與】 供給、附與の意で、換言すれば金錢其の他の物件を他人に附與する行爲を謂ふのである。

【給料】 廣義に解すれば勞働に對する報酬で、(一)被雇勞働者の報酬、(二)獨立して自ら生産に従事する勞働者の報酬、(三)精神的勞働者の報酬、(四)資本家が其の使役する勞働者を指揮監督する勞に酬ゆる報酬を包含する、狹義に解すれば獨り被雇勞働者の報酬のみを謂ふ。

【業】 生活資料を得る源泉として日常繰り返して行ふ人の行爲を謂ふ。(商四)



【業務執行社員】じふしつじん 合名会社、合資会社、株式会社合資会社に於て、業務の執行を負擔する社員を謂ふ。(商五七、一〇九、二三六ノ一)

【勤勞】きんろう 精神的勞働又は肉體的勞働とを問はず自ら勞力を費やして自己又は他人の爲めになす勞務を謂ふ。

【勤勞上の所得】きんろうじょうのしとく 企業者の得る利潤及び勞働者の給料を勤勞上の所得と謂ふ。

【擬制】ぎせい 法の擬制を謂ふに同じである。

【均霑】きんせん 一定の事項に關し甲乙同様に利益を受けることを謂ふ、甲國が乙國との條

約に於て或利益を享有するとき、丙國と乙國との最惠國條款に依つて丙國も甲國と同様に其の利益を享有するを國際法上利益の均霑と謂ふ。

【均一部分】きんせんいっぶぶん 平均した同一部分を謂ふ意である。(民六七五)

【金鷄勳章】きんしやく 明治二十三年勅令第十一號に依つて設けられた勳章で、戦時武功技

群の者に授與するものを謂ひ、功一級から七級迄の七種である。

【金貨幣】きんかへい 我國の金貨幣は五圓、十圓、二十圓の三種で、其の品位は純金九百分を

和銅一百分の割合である。(貨幣法三)

【金貨單本位制】きんかたんわいせい 金貨のみを本位貨幣とし其の他の貨幣は總て補助貨幣とする制度を謂ふ。

【金錢】きんせん 實質が金銀であるを紙片であることを問はず、法律に於て貨幣として強制通用力を有せしめた物を謂ふ。(民四〇二ノ一)

【金錢債務】きんせんせむ 金錢の支拂を以て目的とする債務を謂ふ。

【銀貨幣】ぎんかへい 我國現時の銀貨幣は十錢、二十錢、五十錢の三種で、其の品位は純銀八百分參和銀二百分の割合である。

【銀貨單本位制】ぎんかたんわいせい 銀貨のみを以て本位貨幣とし他の貨幣を以て補助貨幣と爲すを謂ふ。

【緊急】きんげん 緊要急迫の略語である、憲法上の用語としては國家の政務が重大で然も切迫した事件と謂ふ意味である。(憲八、七〇)

【緊急勅令】きんげんしつれい 公共の安寧を保持し、又は其の災厄を避ける爲め緊急の必要に依つ



て、帝國議會閉會中に發する勅令で、法律に代る效力を有するものを謂ふ。(憲八)  
【禁錮】こん 刑法に於ける主刑の一種で、有期及び無期の二種である。(刑九、一三、一四)

【禁制】せい 禁止、制抑の略語で法律命令の規定に依つて或行爲を禁止するを謂ふ。

【禁制物】いんせいぶつ 人が官廳の許可を受けないうで、賣買、讓與、交換、貸借等の目的物と爲すを禁止した物件を謂ふ。

【禁令】けいれい 或一定の行爲を禁止した法律、命令を謂ふ。

【禁治産】きんぢさん 心神喪失の常況に在る者に對し、裁判所の宣告に依つて財産を治める能力を剝奪し、私法上の行爲は後見人が代りて之を行ひ、若し其の者が法律行爲を爲したときは、總て之を取消すことが出来る。(民七乃至一〇、一一一ノ一、一五八)

【欽定憲法】きんていけんぽう 君主の自ら制定された憲法を謂ふ、我國の憲法は欽定憲法である。

【虐待】じやくたい 残酷な待遇を爲すことを謂ふ。(民八一三、八六六、商五八三)

【却下】きやくか 民事、刑事の訴訟に關し訴又は上訴、故障其の他訴訟上の申請又は申立が列

然許す可らず、又は不適式、期間經過等を理由として、内容を審理しないで之を却け返戻することを謂ふ。(現民訴一七一、二五七、三九五、四〇二、改民訴二二八、三七〇、三八三、三九九)

【曲庇】まがひ 刑事裁判に關し證人、鑑定人、通事が不正に被告人の利益を計り、不實の陳述を爲すを謂ふ。

【局外中立】きよくうちゅうりつ 或一國が交戦國雙方に對し公平に平和關係を維持し、兩交戦國に對し勝敗に影響すべき行爲を爲さないことを謂ふ。

ゆ

【有給】ゆうきゅう 公私を問はず給料を受けて或職務を執るを謂ふ。(民九二六)

【有效】ゆうきう 法律上キキメあることを謂ふ。

【有償】ゆうじやう 代價を與へ又は報酬を出して權利を取得し又は義務を免れることを謂ふ。

【有償行爲】ゆうじやうけいごう 代價又は報酬を得る行爲で例へば家屋を賃貸するが如くである。



【有償取得】いゆうしやうとく

相當の代價を與へ若くは報酬を出して或物又は權利を自己の所有とするを謂ふ、賣買、交換等の方法を以て物を取得するが如くである。(商二六三)

【有償契約】いゆうしやうけつぎ

契約當事者の雙方が各々權利、勞力、金錢其の他の報酬を出して契約を締結するを謂ふ、例へば賣主が物を與へ買主が代價を拂ふ賣買の如きは其の一例である。

【有限】ひん

制限あるを謂ふ意味である、例へば商法第六條に「責任の有限なること」とあるは、合資會社の社員の責任が或程度に限られ無限でないを謂ふのである。

【有限責任社員】ひんしんせきんせいじん

會社の債務を負擔する責任に制限ある社員を謂ふ意味である。(商一〇八、一一一乃至一一七)

【有益費】いせきひ

物の改良其の他價格を増加せしめる爲に投じた費用を謂ふ。(民一九六、三九一、七〇二)

【有益なる債務】いせきなるとせむ

有益な費用に充てる爲め起した負債を謂ふ。(民七〇二)

【有體物】いぶつ

形體を備へた物で結局人類の感覺に觸れる物の總稱である。(民八五)

【有體動産】いぶつどうさん

有體物である動産を謂ふ、民法に於て物は總て有體物と爲すので、動産と謂へば當然有體動産である様であるが、民法第八十六條第三項に於て「無記名債權は之を動産と看做す」とある結果、無體動産があるので、特に有體動産と謂ふ必要がある。

【有租地】いそち

地租條例の規定に基いて、所有者に地租を賦課する土地を謂ふ、例へば田、島、宅地、鹽田、鑛泉地、池沼、山林、牧場、原野、雜種地が有租地である。(地租條例三)

【有價物】いげぶつ

金錢以外の物件で金錢に見積ること出来る價值を有する物を謂ふ。

【有價證券】いげぶんせう

相當の市場價格で裏書又は交付のみに依つて流通する證券を謂ふ。例へば株券、船荷證券、手形は有價證券の主要なものである。(商一四三乃至一五五、四〇三、六二〇乃至六二九、刑一六二、一六三)

【有爵者】いしや

公、侯、伯、子、男の爵を有する者を謂ふ。

【有夫】いふ

女子が適法な結婚を爲して妻である身分を取得したことを謂ふ。(刑一八三、



民七五五)

【有夫姦】かろうふ 有夫の女子が夫以外の男子と姦通するを謂ふ。(刑一八三)

【有夫の女戸主】かろうふのぢゆうしゆ 妻が一家の戸主であることを謂ふ。(民七三六、七五五、七九九)

【誘拐】かいつ 誘惑、拐引の意で偽計、欺罔等の手段に依つて人を現在の居所から他所に連れ行くを謂ふ。(刑二二四乃至二二九)

【誘導】かいつ 誘引、教導の意で他人を誘ひ一定の場所から他の場所に連れ行くことを謂ふ。

【猶子】いゆう 皇子でない皇族で、皇子に準ぜられた御方を指す。

【猶豫】いゆう 俗に所謂延ばすことで金銀の支拂を或る期間延期するを謂ふ。

【融通物】じゆうつうぶつ 法律行為の目的物となつて自由に賣買、讓與等により数人の手に轉讓される物を謂ふ。

【優先権】いゆうせんけん 他の権利に先つて行ふ事が出来る優つた権利を謂ふ。(民三二九、三三二)

【優先権の順位】いゆうせんけんのじゆんゐん 同一物に對し先取特権を有する者が数人あるとき、何人が先に其の権利を行ふことが出来るかの順序を謂ふ。(民三二九、商六八二)

【優先権ある債権者】いゆうせんけんしや 他の権利者に先ちて行ふことが出来る優つた債権者を謂ふ。(民一〇三一、商一〇四五)

【優先の效力】いゆうせんりよく 他の権利者に先ち、自己の権利を行ひ得るキ、メある事を謂ふ。(民三二九ノ二)

【優先株】いゆうせんかぶ 株式会社及び株式合資会社の株式が、他の株式よりも特別の利益を有するものを謂ふ、其の特別の利益は利益の配當を多く受け、解散の際残余財産の分配を割合ひ好く受けることである。(商三一、二二二)

【優先株主の總會】いゆうせんかぶのくわい 優先株を有する株主を以つて組織した株主總會を謂ふ。(商二二二)

【郵便】いゆうびん 官民一般の通信運輸を目的とする設備で、信書及び一定の重量の物品を運送する事業を謂ふ。(郵便法)



【郵便に付する送達】ゆうびんにつくそうたつ 民事訴訟に於ける送達の種類で、受訴裁判所の所在地に住居及び事務所をも有しない原告若しくは被告が、其の所在地に假住所の届出を爲さないとき、交付すべき書類を原告若しくは被告の名宛で郵便に付して送達するを謂ふ。(現民訴一四三、改民訴一六二、一七二、一七三)

【郵便に依る送達】ゆうびんによるそうたつ 民事訴訟に於ける送達の種類で、郵便の設備を利用して書類を送達せしめるを謂ふ。(現民訴一三六)

【郵送料】ゆうそうりょう 信書其の他の品物を郵便に依つて送達する爲めに要する手数料を謂ふ。(非訟一四二)

【郵便年金】ゆうびんねんぎん 郵便年金事業は政府の掌る所で、政府が契約者又は第三者の生存に關し、其の者に年金を支拂ふことを爲し、契約者が其の對價として政府に掛金を拂込むことを約するのである、即ち一定の年限間一定の掛金を拂込んだ者に對し、老後に一定の年金を給付して生活を保障する制度である。(郵便年金法)

【諭告】ゆいこ 官公署が官廳又は公署を代表し、下級の官公署又は一私人に對し事實を諭す

を謂ふ。(裁判所構成法一三六)

【諭示】ゆいじ 官公署が一私人に對し書面を以て事由を示して或事柄を諭すを謂ふ。

【諭旨】ゆいし 官公署が所屬官吏又は一私人に對し、方針若しくは或事情の趣旨を諭すを謂ふ。官廳に於て事務分配上不用の官吏を生じたとき、其の旨を諭して官を辭せしめるを諭旨免官と謂ふ。

【讓受】じやうじゆ 有償無償を問はず當事者間の契約に依つて、一方に屬する權利を他方が取得するを謂ふ。(商一四四)

【讓受人】じやうじゆじん 契約を締結し財産權を讓受けた者を謂ふ。(商一五〇)

【讓渡】じやうだつ 財産權の移轉する側から立言した名稱で讓受の對稱である。(民一七八)

【讓渡人】じやうだつじん 契約を締結して或財産權を他人に移轉する者を謂ふ。(商一五四)

【輸出】ゆしゅつ 内國の生産物を外國に輸送するを謂ふ。

【輸入】ゆしゅつ 外國の生産物を内國に輸送し來るを謂ふ。

【輸出入税】ゆしゅつにゅうにゅうしゆい 内國から輸出する生産物に課する税金と、外國から内國へ輸入する



生産物に課する税金との總稱である。

め

名

【名義】めいぎ

内容實質の關係に對して外形に現はれた表面上の名目を謂ふ。

【名義上の給料】めいぎじやう

労働者が給料として受取つた貨幣の總額で、實際上の給料に對するものである。

【名義上の所得】めいぎじやう

之を貨幣的所得と稱し、一定の期間に或人の所得に歸した貨幣及び其の他の物品を貨幣に見積つた總額である。

【名譽職】めいぎしやく 法律、命令の規定に依つて俸給を受けず、義務として一定の公務に従事する者を謂ふ。(府縣制七、一六、七七、市制一九、七四、町村制一六、六一)

【名譽領事】めいぎりやうじ 普通の領事を置かない地に於て、日本帝國の爲め領事の職務を行ふ者を謂ふ。

【名譽教授】めいぎけうじゆ

帝國大學に功勞あり又は學術上功績ある者に對し、勅旨を以て又は

文部大臣の奏宣に依つて授ける榮譽の稱號である。(帝國大學令一三)

【名譽權】めいぎけん 人格權の一種で各人が名譽を保有する爲めに享有する權利を謂ふ。(民七二〇)

【命令】めいれい 憲法上では帝國議會の協賛を経ない國家の意思で、法律と同じく國民の遵奉する法規を謂ふ、命令は主權者である天皇之を發し、又は各種の行政機關をして之を發せしめる、(憲八、九、一九、六七)行政上では行政の各機關が國家の權力を傳承し其の職權に依つて下級機關又は臣民の意思を強制し、之に服從せしめるを謂ふ、(府縣制二、八二、一二九、市制三、七四、町村制六九、一三九)刑法學上では一定の行爲を爲すことを禁止するを禁令と稱し、之に對し或種の行爲を爲すべきことを命令するを命令と謂ふ。

【命令權】めいれいけん 權力者の意思を以て國民の意思を服從せしめる權力を謂ふ。

【姪】めい 兄弟、姉妹の生んだ女子で、三親等の關係を有する傍系親屬を謂ふ。

【明記】めいき 直接且つ明白に或事項を記載するを謂ふ。

め 名・命・姪・明



【明示】めいし 言語又は文章を以て直接且つ明白に或事項を表示するを謂ふ。

【明文】めいぶん 法律又は命令中に直接に或事項を規定する條項を謂ふ。

【明條】めいじょう 法律又は命令中に直接に或事項を規定した條文で、大體明文と謂ふに同じである。

【免役】めんえき 瘵疾、不具等に依つて裁決を以て兵役に堪へない者と決定するを謂ふ。(徵兵令第三章)

【免官】めんくわん 官吏關係を解消し或人の官吏たる身分を消滅せしめる國家の處分を謂ふ。

【免許】めんぎょ 許可を謂ふに同じで、法律を以て一般に禁止する行爲を特定の場合に特定人に許す行政處分を謂ふ。

【免除】めんじょ 公法上では無償で法律上の義務を消滅せしめるを謂ふ、例へば租税の免除、兵役の免除と謂ふが如くである、民法上では債權者が債務者に對し、債務を消滅せしめる意思を表示するに依つて其の效力を生ずる債務消滅の一原因を謂ふ。(民二七四、五一九)

【免職】めんしつ 官公吏の地位に伴隨する職務を執行する義務を免するを謂ふ。(刑事懲戒法二ノ五號)

【免税】めんぜい 法律、命令の規定に基いて特定の原因ある場合に、特定人に租税納付の義務を免除するを謂ふ。

【免租】めんそん 免税と同意義である。(地租條例一九)

【免租地】めんそんち 民有地で地租を賦課しない土地を謂ふ。(地租條例一一)

【免訴】めんそ 豫審刑事が刑事訴訟法第三百十四條に列記の事項に該當する被告人に對し處罰しないことを決定で言渡し及び公判で同法第三百六十三條に列記の事項に該當する被告人に對し處罰しないことを判決を以て言渡しことを謂ふ。(刑訴三一四、三六三)

【免責】めんせき 廣義に解するときには各人の負擔する公法上又は私法上の責任を免除する、とて、狹義に解するときには債務の免除である。(民四四三、四六一)



【未決】<sup>つひ</sup> 犯罪の嫌疑があつて刑事裁判所に繫屬するも、有罪、無罪の未だ決定しない者を謂ふ。(刑九七、九八)

【未決囚】<sup>ひつづ</sup> 未決監に拘禁されて居る刑事被告人を謂ふ。

【未遂罪】<sup>ひつづ</sup> 未遂罪は犯罪の實行に着手し之を遂げない場合で、各本條に未遂罪を罰する規定ある場合に限つて刑を減輕して處罰する。(刑四三、四四)

【未成年者】<sup>みせいねい</sup> 満二十歳以下の男女を謂ふ、天皇、皇太子、皇太孫は十八歳以下を未成年とする。(民四、五、六、一八、七一、七三七、八二六、九二一、商六)

【未登記】<sup>みせい</sup> 権利を確保する爲め登記を必要とするに拘はらず、未だ登記の手續を爲さないことを謂ふ。(不登一三〇)

【身分】<sup>みぶ</sup> 人の法律上又は社會上に於ける地位を謂ふ。

【身分登記】<sup>みぶ</sup> 親族關係に於ける身分に關し、戶籍上異動を生じた事項を登記するを謂ふ。(戸一八乃至四二)

【身元保證金】<sup>みもとたんげん</sup> 官公吏、雇人等が職務又は職業に關し、他人に損害を及ぼしたとき、之れが賠償に充てる爲め豫め提供し置く金銭を謂ふ。(民三三〇、六二九)

【民事】<sup>みん</sup> 私法上の争に關する訴訟事件の總稱である。(裁判所構成法二、六)

【民事會社】<sup>みんじやく</sup> 營利を目的とする社團を商事會社設立の條件に従つて法人と爲したものを謂ふ。(民三五)

【民事裁判】<sup>みんじやく</sup> 通常裁判所に於て私權保護の請求事件に關し、私法を適用して下す裁判を謂ふ。

【民事訴訟】<sup>みんじやく</sup> 通常裁判所に私權の保護を請求するに依つて生じた裁判所、原告、被告間の訴訟關係を謂ふ。

【民有】<sup>みん</sup> 物又は權利が臣民の所有に屬することを謂ふ。

【民約説】<sup>みんやく</sup> 國家の起源に關する學說で國家を以て人類の契約に依つて成立したものと爲すのである、此の説は英のホッブス和のグロチユス獨のカント等之を唱へ、後



に佛のルソーの快活奇抜な鼓吹に依つて歐洲の國家思想に大變革を加へ、終に佛國の大革命を促したのである。

【民主國體】みんしゆたい 國家の主權は國民にありと爲し、其の代表者である國會を以て主權者を爲す國體を謂ふ。

【水先人】みづさきじん 各國で定める水先區に於て、水路を管にしない船舶に雇はれ、水路の嚮導を爲すを常業と爲す者を謂ふ。(水先法一)

【水先案内】みづさきあんない 水先人が水先區で被備船舶に乗り込み、嚮導を爲すことを謂ふ。

【水先案内料】みづさきあんないりやう 水先案内の報酬として水先人に仕拂ふ報酬を謂ふ。(商六六七ノ四號)

【看做す】みな 法律、命令の規定上法の力に依つて一定の事實に對し下す確定の推測で、反對證據を擧げて之を争ふことを許さないものを謂ふ。(法三、民一九、二二乃至二四、三一、八六、一一九、四九六、七五四、九六八、一一一〇、商六、七九、八四、二七八)

し

【市】し 地方自治團體の一種で公法人である。(市制二)

【市會】しかい 市の議決機關で、市公民の選舉した議員を以つて組織し、重要な事項を議決する。(市制四一)

【市税】しぜい 市が其の財産の收入及び使用料等法律勅令に依つて市に屬する收入で必要な支出に充て不足ある場合に、其の住民に賦課する租税で其の種類は國税、府縣税の附加税及び直接又は間接の特別税等である。(市制九〇、九二、九三)

【市場】しちやう 需用者と供給者が對立し、商品、有價證券其他諸般の財貨を賣買交換する爲め開設する場所を謂ふ。

【市價】しげ 貨物又は有價證券等の市場に於ける金錢に見積られる價值を謂ふ。

【市公民】しちみん 市の住民が一定の條件を具備するときは之を市公民と謂ふ。(市制八、九)

【市街宅地】しちがい 地租條例に依る有租地の一名稱で、市に屬する宅地及び繁盛な町村に



屬する宅地を謂ふ。(地租條例五)

【私訴】シ

犯罪に依り生じた損害の賠償を求めらるる爲め被害者が公訴に附帶し、被告人に對して提起する民事の訴を謂ふ。(刑訴五六七乃至六一三)

【私印】シ

一般國民の實印、認印、仕切判、店印等諸種の印章を總稱する。(刑一六七)

【私印偽造使用罪】シ

他人の印章を偽造し又は偽造した印章を使用するに依つて成立する犯罪を謂ふ。(刑一、七)

【私印盜用罪】シ

他人の印章を盜捺、押用し之を不正に使用するに依つて成立する犯罪を謂ふ。(刑一六七ノ二前段)

【私法】シ

私人と私人との間に於ける平等對立の關係を規定した法規を謂ふ、例へば民法及び商法は私法の主要なものである。

【私法人】シ

財産權の主體である法人で、公益法人(民三四)、營利法人(民三五)、商會社の三種の法人を總稱する。

【私有】シ

一人の所有に屬すること又は一人の權利に屬することを謂ふ。

【私有財産】シ

一人若くは私法人が所有する財産を謂ふ。

【私人所得】シ

一人又は商會社の様な私法人の收入を謂ふ。

【私人的企業】シ

一人又は私法人の經營する企業を謂ふ。

【私人的資本】シ

各私人の財産で収益手段たるものを謂ふ。

【私人的經濟】シ

自己を益する目的で貨物を獲得し、之を利用する經濟を謂ふ。

【私設】シ

私人の設備を謂ふ、例へば私設鐵道と謂ふが如くである。

【私人】シ

一個人として自然人又は法人を謂ふ。(河川法五三)

【私行】シ

一個人の私事に關する行爲を謂ふ。(新聞紙法四五、出版法三一)

【私權】シ

私法上の權利を謂ふ。(民一)

【私權關係】シ

私法上の權利關係を謂ふ。

【私書】シ

私法上の權利關係を證明する爲め若くは私權關係を設定する爲め作成し、文書を謂ふ。(刑一五九)

【私署證書】シ

私人が作成する證書で官公吏が其の成立の正確なることを證明した



い文書を謂ひ、私文書と同一意味である。(現民訴六四ノ二、三四九ノ二、改民訴三二五、三二六)

【私生子】<sup>ひんじ</sup> 婚姻関係のない男女間に生れた子で、父の認知しない者を謂ふ。(民八二七、八三六)

【人事】<sup>じんじ</sup> 人の身分能力等に關する事項、例へば婚姻、縁組、親子関係、失踪、能力喪失等に關する諸般の事項を謂ふ。

【人格】<sup>じんかく</sup> 各人が社會構成の一分子として國法の保護に依つて、自主自存の目的を有する権能を謂ふ。

【人證】<sup>じんしやう</sup> 民事訴訟上證據の一種で、人の證言を以て證據と爲すを謂ふ。(現民訴二八九乃至三一一、改民訴二七一乃至三〇〇)

【始期】<sup>しじき</sup> 法律行為の履行を停止する爲め之に附加するもので、將來到來することの確定するものを謂ふ。(民一三五ノ二)

【始期附權利】<sup>しじきつきけんり</sup> 始期の附隨する權利で例へば約定した期限の到來する迄履行を請

求することが出来ない權利である。(民一六六ノ二)

【資金】<sup>しんきん</sup> 廣義では或特定事業の費用に充てる金銀を其の事業の資金と謂ふ、(會計法四) 手形法では爲替手形の引受人又は小切手の支拂人が、手形又は小切手面記載の金銀を支拂ふ爲め、豫め振出人から受取る金銀を謂ふ。(商五三六ノ一號)

【資力】<sup>しりき</sup> 財産上の支拂能力を謂ふ、例へば債權者又は債權の讓受人に向つて、自己の負擔する義務を履行し得る財産的資力を謂ふ。(民四四四、五六九、九二二、九五六)

【資本】<sup>しんぽん</sup> 有形的生産物の蓄積で、有形的生産若くは収益の方便となるものを謂ふ、併し商法及び民法の資本は生産物を蓄積した結果即ち貨幣を株主が讓出し、之を會社の有に歸し更に之を以て事業を經營するもの例へば生産手段若くは収益手段に供するものを謂ふ。(民一〇〇七、商一二〇、一四三、一五一、一六〇、一七八、一九四、二二〇)

【資格】<sup>しきかく</sup> 人が或事務を執り職務に任じ、官職に就くに付いて必要な社會的地位を謂ふ。(憲一九)

【資産】<sup>しさん</sup> 資力、財産の意で各人が或事業を經營し、若くは責務を盡すに付き必要な



財産を謂ふ。(民三七、四六、九五九)

【自由】<sup>じゆ</sup> 廣義では法律の保護する範圍内で、他人の制限若くは他官廳の干渉を受けず、其の意思に依つて行動し居る状態である。(民七一〇)。憲法上では法律の規定に依り各人が行爲を爲し得る範圍である。(憲二二、二八、二九)

【自由刑】<sup>じゆけい</sup> 犯罪の制裁として犯人の身體の自由を剝奪する刑罰で、懲役、禁錮、拘留等である。(刑九)

【自由的勞働】<sup>じゆてきろうどく</sup> 勞働者が自己の意思に従つて隨意に勞働するを謂ふ。

【自由設立主義】<sup>じゆていしゆつ</sup> 法人を創設することに際し法律命令等の制限を受けることなく、自由に法人を設立することを許す主義を謂ふ。我民法の營利法人及び商法の會社に付ては準則主義を採用して居る。(民三五、商四二以下)

【自由立法事項】<sup>じゆていしやくじ</sup> 一に法令共同の範圍とも謂ひ、憲法上の立法事項及び大權事項に屬しない事項で、法律を以ても又命令を以ても自由に規定することが出来る事項を謂ふ。

【自由船舶、自由貨物】<sup>じゆていせんぱく、じゆていあつぱく</sup> 中立國の船舶に搭載した貨物は、假令敵國の貨物でも、戦時禁制品として沒收することが出来ないとの旨趣を表はす、國際法上の格言である。

【自白】<sup>じくはく</sup> 刑事訴訟法上の自白は被告人が、裁判官に向つて自ら自己が犯人であること若くは犯罪事實の一部を承認することを謂ふ。(刑訴三四六)、民事訴訟法上の自白は相手方の主張する訴訟上の事實で、自己に不利なものを認めるを謂ふ。(現民訴一一一ノ二、四一八、改民訴一四〇)

【自然】<sup>じぜん</sup> 人類外界の自然を謂ふ、換言すれば人類以外にある自然物及び自然力の總稱である、經濟學上自然は勞働と共に生産の一要素である。

【自衛】<sup>じじゆ</sup> 國家の保護に依らないで自己の體力を以て自ら防衛するを謂ふ、刑法上正當防衛、民法上の不法行意に對する正當防衛は我現行法上に於ける自衛の適例である。

【自殺】<sup>じじく</sup> 自ら自己の生命を絶つ行爲を謂ふ。(刑二〇二)

【自首】<sup>じしゆ</sup> 犯人罪が未だ發覺しない犯罪を犯罪捜査官に告知するを謂ふ。(刑四二)



【自首減輕】じしゆけいじやう 自首を理由として刑罰を減輕するを謂ふ。(刑四二)

【自署】じしよ 自ら書面に自己の氏名を記載することを謂ふ。

【自筆】じひつ 自ら文書、圖畫を書くことを謂ふ。

【自筆證書】じひつしよ 證書を作成すべき人が證書の全文、日附、氏名を自書して之に捺印するを謂ふ。(民一〇六七)

【自治】じち 地方自治團體が法律の規定に基いて自己の権限に屬する行政事務を自己の機關に依つて施行するを謂ふ。

【自治權】じちけん 地方自治團體が法律に依つて其の権限に屬せしめられた管轄區域内の行政事務を自己の機關に依つて施行する權利を謂ふ。

【自治機關】じちけんかん 地方自治團體が自治する爲め、法律の規定に依つて設定せられた機關で、大別して議決機關及び執行機關の二種とする。

【自治行政】じちせいぎやう 國家が法律の規定に依つて地方自治團體をして自ら施行せしめる國務を謂ふ。

【自家用料】じかようりやう 或一家族の需用に供するを謂ふ。

【試掘】しきく 鑛物其の他の地中に埋没する物品を採取する爲め、試みに地下を發掘するを謂ふ。

【試験】しけん 人の資格、能力又は物品の品質、效能等の有無を決定する爲め、試みに學識、智力の程度又は要素、成分の分量等を検査するを謂ふ。

【死刑】しつじ 最重の刑罰で回復することが出来ないものである。(刑九乃至一一)

【支出】ししつ 金銭、物品の支拂を謂ふ。

【支辨】しへん 支拂辨償の意で或人が負擔する債務を辨償する爲め、一定の金銭若くは物件を支拂ふを謂ふ。(民二七)

【支店】してん 或商人の主たる營業所以外に於て、其の業務を行ふ爲め特に設くる店舗を謂ふ。(商二三、二九、五一ノ二、五二)

【支拂】しひ 廣義では金銭支拂の債務を負へる者が其の債務を履行するを謂ふ、手形法上の支拂は手形の支拂人、引受人、支拂擔當者、擔保支拂人、參加引受人又は小切手



の支拂人が、手形の所持人に手形又は小切手面記載の金額を持渡すを謂ふ。(商四八二乃至四八五)

【支拂人】ひはらひ 爲替手形、小切手を振出すに當つて振出人が手形又は小切手面に其の手形又は小切手記載の金額を支拂ふべき人として記載された特定人を謂ふ。(商四四五ノ三號、五三〇ノ三)

【支拂地】ひはらひ 廣義では債務者が債務を辨済すべき場所を謂ふ。手形又は小切手の支拂地は手形又は小切手記載の金額を支拂はるべき土地として、手形又は小切手面に記載せられた所を謂ふ。(商四四五ノ八號、四五二、四五四、五二五ノ七號、五二六、五三〇ノ七)

【支拂期日】ひはらひ

金銀物品を支拂ふ債務を履行するに就いて定められた日時を謂ふ。

【支拂時期】ひはらひ

金銀、物品支拂の債務を履行すべき時期を謂ふ。

【支拂拒絶】ひはらひ

爲替手形又は小切手の支拂人が、手形又は小切手の支拂を拒むを謂ふ。(商四八二)

【支拂拒絶證書】ひはらひ

支拂拒絶の事實を證明する爲め、手形所持人の請求に依つて公證人又は執達吏の作成する證書を謂ふ。(商四八七)

【支拂擔當者】ひはらひ

手形の支拂地が支拂人の住所地と異なるるとき、支拂地に於て支拂を爲すべく手形面に記載せられた人を謂ふ。(商四五三、四九〇)

【支拂命令】ひはらひ

一定の金額の支拂其の他の代替物若しくは有價證券の一定の數量の給付を目的とする請求に付き、債權者の申請に基き督促手續に依つて債務者に對し其の支拂を命ずるを謂ふ。(現民訴三八二乃至三九五、改民訴四三〇乃至四四三)

【支拂停止】ひはらひ

債務者が一般の債權者に對し、債務の履行を爲すことが出来ない爲め一時其の支拂を停めるを謂ふ。(破産法一二八)

【支配人】ひはらひ

商業を營む爲め主人から選任された商業使用人で、主人に代つて其の營業に關する裁判上裁判外一切の行爲を爲し、番頭、手代、其の他の使用人を選任又は改任し得る權限を有する者を謂ふ。(商二九乃至三一、三四)

【紙幣】ひはらひ

紙片を材料として政府が製作發行する貨幣を謂ふ。



【仕事高拂貸銀法】しごとたかおきかひりょう 仕事高の分量を標準として貸銀を仕拂ふ方法で、時間拂貸銀法の弊害を矯める利はあるが、労働者は成るべく速に仕事を仕上げんと勉めるから嚴密な監督を爲さなければ往々製造品の粗製濫造を來す弊がある。

【信用】しんよう 一方が現在爲す所の經濟的行爲に對し、他方が未來に之が報酬行爲を爲すべき確信を謂ふ。

【信用の種類】しんようのしゅるい (一)公共的信用、私人的信用、債務者の人格を基礎とする區別である、(二)有期信用、無期信用、(三)短期信用、長期信用、信用取引の期間を基礎とする區別である、(四)對物信用、對人信用、擔保の目的物を基礎とする區別である、(五)消費的信用、生産的信用、負債主が債主から得た經濟的貨物の運用を基礎とする區別である。

【直取引】ちきうしゆ 交換者雙方の行爲が同時に生ずる取引を謂ふ。

【使節】しせつ 一國の主權者の命令を受け國際事件處理の爲め、若くは皇室間の用務を辨する爲め、他國に使用する者を謂ふ。

【使用】しよ 他人の物の占有者が其の本體を毀損せず其の用方に従つて自己の用に供するを謂ふ。(民二四九、二六五、五九三、六〇一)

【使用權】しよけん 他人の所有に屬する土地、物件等を法律の規定に従つて使用する權利を謂ふ。(市制八五)

【使用者】しよしやう 雇傭契約其の他の私權關係に基いて、勞務者を使用する權利を有する人を謂ふ。(民六二五、六三一、七一五)

【使用料】しよしやう 他人の物件又は自治團體の營造物を使用する爲めに支拂ふ報酬を謂ふ。(市制三一ノ五)

【使用貸借】しよしやうた 當事者の一方が無償で使用及び收益を爲した後返還することを約し相手方から或物を受取るに依つて成立する動産の貸借を謂ふ。(民五九三乃至五九九)

【使用的資本】しよしやうた 住宅、家具等永久の使用に耐へる享有手段を謂ふ。

【氏名】しめ 自然人の氏及び名で或特定人を他の人から區別する爲めに、人類社會に使用される名稱である。(民四六、戸四六ノ二ノ一號、六八ノ一號及五)



【失權】しつせん 從來享有する權利若くは行使し得る權利を喪失するを謂ふ。(現民訴一七三、七六四、民八九八)

【失權手續】しつせんてつづき 株式會社が商法第五十二條の手續を爲した場合に株主が拂込を爲さないときは株主權を失ふことを普通失權手續と謂ふ。(商一五三)

【失効】しつこう 從來存在した法律上の効力が消滅するを謂ふ。(商一五三)

一一ノ二)

【失火罪】しつぱく 過失に依つて火を失し、人の家屋を燒燬する犯罪を謂ふ。(刑一一六)

【失踪者】しつぽう 從來の住所又は居所を去つて不在者となつた者の生死が七年間不明なき、利害關係人の請求に依つて裁判所が失踪者と宣告する者を謂ふ。(民二五、三〇)

【失踪宣告】しつぽうせんこく 不在者の生死が不明となつたときから三年又は七年の期間満了の時、不在者が死亡したものと看做すを謂ふ。(民三一)

【指命】しめい 或人を指定して之に或職務執行を命ずるを謂ふ。(町村制一三一)

(町制一三一)

【指名】しめい 特定人の氏名を指定することを謂ふ。(現民訴六二)

【指名参加】しめいけいじ 民事訴訟に於て第三者の名を以て物を占有することを主張する者が其の物の占有者として被告となつたとき、第三者を指名し陳述を爲さしめる爲め其の呼出を請求する、此の請求に應じ其の第三者が訴訟に参加するを謂ふ。(現民訴六二)

【指名債權】しめいさいけん 債權を證明する證書に明かに債權者の何人であるかを指定した債權を謂ふ。(民三六四、四六七)

【指定】しめて 官公署又は一私人が法律命令の規定に従つて或種の職務を行はしめ、若くは或種の權利を行使せしめる爲め、特定人を指し定めるを謂ふ。(市制一一三、民九〇一、九一一、九七八、九八〇)

【指定後見人】しめていん 未成年者に對して最後に親權を行ふ者が、遺言で指定した後見人を謂ふ。(民九〇一)

【指定相続人】しめていそじん 法定の推定家督相続人のないとき、被相続人が指定した相続人を謂ふ。(民七五三、九七九乃至九八一)



【心證】しんし 事實を審判する裁判官が辯論の全趣旨及び證據調の結果に對し、或事實の眞否を判斷した抽象的觀念を謂ふ。(現民訴二一七、民一〇七六ノ三、改民訴一八五)

【心神喪失】しんしん 全然精神の活動しない者若しくは精神の活動が正當でない者を謂ふ、例へば是非善惡の判斷を爲すことが出来ない者若しくは其判斷の正當でない者を謂ふ。(民七、七一三)

【心神耗弱者】しんしん 精神作用の遲鈍な者を謂ふ。(民一一)

【時價】じげ 或一定の日時に於ける特定物の市價を謂ふ。(民二六九)

【時効】じけう 時の経過と其の他の要件とに依る權利得喪の原因である、時効は大別すれば

刑事の時効と民事の時効との二つである、刑事の時効には刑の時効と公訴の時効とが免除する制度である、(刑三一乃至三四) 公訴の時効とは犯罪後法律に規定する期間の時効も取得時効と消滅時効とに區別される、取得時効とは一定の期間自己の爲めに

する意思で、他人の物を占有した者が占有の始め善意で且つ過失がなかつた時は其の占有の目的とした權利を取得するを云ふ、(民一六二乃至一六五) 消滅時効とは權利を行使することが出来る時から一定の期間之を行使しないとき、其の權利を消滅せしめるを謂ふ。(民一六五乃至一七四)

【時効の利益】じけうのりやく 當事者が時効完成の爲め受ける財産上の利益を謂ふ。(民一四六、一六二、一六七)

【時効完成】じけうかんせい 時効の成就を謂ふ、換言すれば法定の條件を具備し時の経過を始め取得時効若しくは消滅時効に必要な期間が満了するを謂ふ。(民一五八乃至一六一)

【時効中斷】じけうちゆうだん 時効の進行後法定の中斷原因が発生した爲め、既に経過した時効の利益が全然消滅するを謂ふ。(民一五六、一五七)

【時効停止】じけうていじ 時効進行後法律に定める停止原因の發生に依つて一時時効の進行を中止し、停止原因の消滅した後更に前時効に引き續き時効を進行せしめるを謂ふ。(民一五八乃至一六一)



【時効の援用】じかうのえんよう 時効が完成した場合に其の利益を受ける者が、債権が時効に罹つたとき謂ふ意思表示である、若し此の意思表示を爲さないときは、時効が完成しても其の利益を受けないのである。(民一四五)

【時間拂貸銀法】じかんばらひがねほう 労働時間を標準として賃銀を支拂ふ方法を謂ふ。

【申請】せいしん 訴訟當事者が裁判所に向つて或事項を請求する爲め、其の意思を申述するを謂ふ。(現民訴二八、五二、一〇一、一七一、五四三、五四二、五四九、五六五、七三五、七四一、七五六、七五七、七六一、七六五等)

【信教】しんきやう 宗教上の信仰を謂ふ。(憲二八)

【信書】しんしよ 一定の人から一定の人に發送する音信を記載した文書を謂ふ。(憲二六)

【シンジケート】 各企業家が經濟上の獨立活動を制限し、自由競争の弊を避けると共に共同義務の下に於て利益の調和を計る爲め、企業家が結合した組合團體を謂ふ。

【囑託】じやくたく 法律の規定に基いて場所的關係から或職務の執行を他の官吏に依頼するを便利とするとき、管轄権を有する官吏が之を他の官吏に依頼するを謂ふ。

【親等】しんとう 親族關係の遠近を定める等級を謂ふ。(民七二六、九五五、九八四、九九四)

【親權】しんけん 父又は母が其の身分に基いて其の家に在る未成年の子に對し、監護教育する權利及び其の子の財産を管理し並に其の財産に關する法律行為に付き其の子を代表する權利を謂ふ。(民八七七乃至八九九)

【親族】しんぞく 六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族を謂ふ。(民七二五乃至七三二)

【親族會】しんぞくかい 家又は或家族の爲め重大な事件を決定する爲め、本人、戸主、後見人、後見監督人、保佐人、檢事、利害關係人等の請求に依つて、裁判所が招集する議決機關を謂ふ。(民七七二、八八六、九一一、九一二、九四四乃至九五三)

【親裁】しんさい 憲法上の統治機關に依らず天皇親ら政務を裁斷されるを謂ふ。

【親告罪】しんごうざい 被害者又は被害者の親權者の告訴がなければ檢事から公訴を提起することが出来ない犯罪を謂ふ。(刑一七九、二〇九、二二九、二三二)

【神聖】しんせい 不可侵の形容詞で神聖至聖の意味を有する熟語である。(憲三)

【訊問】しんもん 裁判官が被告人、證人、鑑定人等に對し、或事實を問ひ糺し若くは特定の事



實に對する意見の供述を命ずるを謂ふ。(刑訴一三三乃至一三九、一八四、二〇二、二〇三)

【司法】しは 立法、行政の對稱である司法の意義、憲法上の統治機關である司法裁判所を爲し、非訟事件の取扱を爲すが如きは其の適例である。(憲五章) 行政官廳の行政事務に對する司法の意義は、民事、刑事の訴訟を受理審判することを目的とする國家職務の範圍を謂ふ。

【司法權】しはけん

司法の形式を以て現はれる統治權の作用を謂ふ。(憲五七)

【司法警察】しはつせ

罪證を集取し犯人を捜索、逮捕することを目的とする刑事裁判準備の行政行爲を謂ふ。

【司法警察職務規範】しはつせいしつ

司法警察の職に在る者が、犯罪の捜査其の他の職務を行ふに付いて法令で定める所を恪守する外に遵守すべき規則を謂ふ。

【司法警察官】しはつせいしん

司法警察事務を施行する職責ある官吏を謂ふ。(刑訴二四七、二

四八、二五〇)

【司法警察官吏】しはつせいしん

検事又は司法警察官の命令を受け、犯罪の捜査を補助する者を謂ふ。(刑訴二四九乃至二五一)

【司法裁判】しははん

民事及び刑事の裁判の總稱である。(議院法七〇)

【司法事務】しはむ

司法裁判に關する事務及び司法行政に關する事務の總稱である。(裁

務六〇)

【司法行政】しはふぎ

司法事務を圓滿に行動せしめる爲め、其の準備又は其の補助として行ふ所の諸般の行政行爲を謂ふ。

【慈善】じぜん

他人の不幸、災害等を救護する爲め、法律上の責務及び道徳上の義務のない者が進んで金銭、物品の寄附を爲し、若くは勞務を提供するが如き慈悲、善根の行爲である。(民三四)

【慈善經濟】じぜんけいぎ

慈善の目的で又は之に依つて貨物を獲得し使用する經濟を謂ふ。

【審判】しんぱん

審理裁判の略語である、例へば民事、刑事の訴訟を受理し、正邪曲直を審査



審・酌・初・審

し其の結果に依つて一定の裁決を下すを謂ふ。  
【審問】しんもん 司法裁判所、行政官廳が或特定人に對し、責任ある答辯を爲さしめる爲め氏名、年齢、身分、職業、住所、出生地及び行爲等一定の事實を問ひ糺すことを謂ふ。(憲二二三)

【審査】しんさ 人の資格、物の性質、價格等を審議査定し、之に一定の資格、價格、性質等を附與する行爲を謂ふ。(議二五、四〇)

【審級】しんき 現行の裁判制度は民事、刑事とも第一審、控訴審、上告審の三審級制度を採用する、此の三審の段階を抽象的に觀察して審級を謂ふ。

【審議】しんぎ 或る事務に對し利害得失を詳細緻密に論議するを謂ふ。(憲五六)

【酌量減輕】しやくりやうけいせい 罪を犯すに至つた事情に憫諒すべき點あるとき、之を理由として法定の刑を輕減するを謂ふ。(刑六六、六七)

【初犯】しつぱん 始めて罪を犯したことを謂ふ。

【署名】しめな 本人自から其の氏名を筆記することを謂ふ。(商四三五乃至四三七)

【持參人拂】ちさんび 指圖式若くは無記名式の手形に於て、其の手形の持參人に支拂ふ手形支拂の方式を謂ふ。

【書證】しよじ 民事訴訟に於ける證據方法の一種で、文書を以て係争事實を證明するを謂ふ。(現民訴三三四乃至三五六、改民訴三一乃至三三二)

【庶子】しよし 父が認知した私生子を謂ふ。(民八二七、七二八、八三六)

【修業者】しゆぎやうし 學術、技藝、農業、工業、商業等を修習する者を謂ふ。

【處分】しよぶん 行政法上の意義は國家が行政司法の官廳を通じて特定事件に關し、臣民に對して爲す權力の伴ふ行爲を謂ふ、例へば水害豫防の爲め一定の區域の住民を立退かしめる警察處分の如くである、(憲二七ノ二、七〇、府縣制三、市制三、町村制三)

民法上の意義は權利者が其の權利を移轉、變更、消滅せしめるを法律的の處分と謂ひ、權利の目的物を破壊、滅失せしめるを事實的處分と謂ふ。(民七二、二〇六)

【處刑】しよけい 犯罪人に對し刑罰を加へるを謂ふ。

【處理】しより 官公署に於て事務を處分、整理することを謂ふ。(府縣制二、市制二) 町村

持・書・庶・修・處



## 制二)

【處務】じよ 官公署に於て處理すべき事務を謂ふ。(市制二章二款、町村制二章二款)

【處罰】じよ 刑罰法規を適用し或犯罪人に刑罰を加へるを謂ふ。(憲二三)

【處斷】じよ 刑罰法規を適用し或犯罪人に刑罰を加ふべく斷定するを謂ふ。(刑一〇〇)、一〇八、一一三、一二一、一四四、一七〇、三九〇)

【所爲】じよ 民法に所謂行爲と謂ふに同じで、意思の表示である、換言すれば犯意を外部に現はし身體の行動となつたことを謂ふ。

【所得】じよ 人が財産を所有するに依り又は勞務に服するに依り、其の人の所有に歸屬する所の貨物の總稱である。

【所得の種類】じよ 觀察點を異にするに従ひ種々の區別を生ずる、(一)財産上の所得、勤勞上の所得、是れは所得の淵源を基本として立てた區別である、(二)公共の所得、私人の所得、是れは所得の主格に依つて立てた區別である、(三)名義上の所得、實際上の所得、是れは所得の形式に依つて立てた區別である。

【所有權】じよ 民法上の意義は物に付き總括的の支配を爲す權利で、法令の範圍内に於て使用、收益、處分することが出来るので物權中最も完全なるものである。(民二〇六乃至二六四)

【省】じよ 行政事務を内務、外務、大藏、陸軍、海軍、農林、商工、逓信、文部、司法、鐵道の十一種に大別し、國務大臣が各部の長官となつて所管事務を行ふ事務所を謂ふ。(訴願法三)

【省令】じよ 各省大臣が天皇の委任を受け、所轄事務に關して發する行政命令を謂ふ。(憲九)

【叙】じよ 多く動詞に用ひ位階、勳等、官等を授けるを謂ふ。(叙位條例一)

【章】じよ 法典又は大文章等を編纂、類別するに用ゐる名稱で、編の次、節の上にあるものである。

【商】じよ 貨物の賣買、交換を媒介する營利的行爲を謂ふ、詳言すれば貨物を生産者又は卸賣人から買取り、更に之を消費者に販賣し、其の買取賣渡の間で利益を得る目的



で行ふことを謂ふ。

【商人】シヤウジン

自己の名を以て商行為を爲すを業とする者を謂ふ。(商四乃至八)

【商號】シヤウガウ

従來の屋號で商人が其の氏、氏名其他の名稱を以て、自己の商業を表示するを謂ふ。(商一六乃至二四)

【商標】シヤウヒヤウ

或貨物が自己の商品であることを表彰する爲め、之に附着せしめる標章で

【商品】シヤウヒン

商の目的となる有體物を謂ふ。(民一七三ノ一)

【商船】シヤウセン

商行為を爲す目的を以つて航海の用に供する船舶を謂ふ。(商五八三乃至五

五七)

【商行為】シヤウケイ

商の爲めにする法律行為を謂ふ、換言すれば貨物の賣買、交換等媒介す

る營利的の行為を謂ふ。(商二六三乃至二六五)

【商事】シヤウジ

商に関する諸般の事項で、商行為、商業登記、商業帳簿、商號等に関する事

項は其の主なるものである。(商一)

【商事會社】シヤウジケイシャ

商行為を爲すを業とする目的で設立した社團法人で、例へば合名會

社、合資會社、株式會社、株式合資會社の四つである。

【商事調停】シヤウジテウテイ

商事に關して争を生じたとき、當事者から裁判所に和解又は示談の

申立を爲すことを謂ふ。(商事調停一)

【商業】シヤウ

商行為を以て業務を爲すを謂ふ。(商五、七)

【商業證券】シヤウシヤウ

商業上に使用する有價證券で例へば手形、預證券、質入證券、倉荷

證券の類を謂ふ。(商二六三ノ四號)

【商業帳簿】シヤウシヤウ

商人が其の營業に關し使用する帳簿で、其の主なるものは日記帳、動

産、不動産、債權其他の財産目録及び貸借對照表を記入する帳簿を謂ふ。(商二五

乃至二八)

【商業登記】シヤウシヤウ

商業を營むに付いて商法の規定に従つて爲すべき登記で、例へば商

號、未成年者の商業、妻の商業、後見人の代理商業、商業使用人、支店、會社に關す

る登記等を謂ふ。(商五、七、九乃至一五、一九乃至二四、三一、四七)



【商業使用人】しやうぎん 商人が其の營業の全部又は一部を處理せしめる爲め選任する雇

人で、例へば支配人、香頭、手代其の他の使用人を謂ふ。(商二九乃至三五)

【商業會議所】わいぎしよ

法定の資格を有する商人の團體で、其の地方の商業に關する一般の利益を計り、併せて經濟行政を補助する公法人を謂ふ。

【商慣習法】んしやうくわ

商事に關する慣習で公の秩序、善良の風俗に反しない爲め、法律と同一の效力を有するものを謂ふ。(法例二、商一)

【條】じょう 法典、大文章等の類別法として節を組成する單位で通常、第何條と記載する所のものを謂ふ。

【條文】じょうぶん 條の規定を表はす文章を謂ふ。

【條例】じょうれい 市町村が内務大臣の認可を経て、其の住民の權利義務に關して設ける法規を謂ふ。(市制一二、町村制一〇)

【條項】じょうかう 條及び條を細別した項を併稱する用語である。(憲一〇)

【條理】じょうり 或國又は或時代に於ける普通人の常識で正當であるを認める觀念を謂ふ。

【條約】じょうやく 國と國との間に於て國利民福を増進する爲め、雙方の意思の合致に基いて締結する契約で之を國際條約と謂ふ。

【條約國】じょうやくこく 或條約の當事者である國家を謂ふ。

【條件】じょうけん 法律行爲の效力の發生又は消滅を未來且つ不確定な事實に繫らしめる當事者の意思表示で、其の法律行爲に附帶せしめたものを謂ふ。(民一二七乃至一三四)

【讓位】じやうい 在位の君主が生存中に皇位を子孫其の他の人に讓るを謂ふ、皇室典範は讓位の制を認めないから天皇の讓位なるものはない。

【讓與】じやうい 自己に屬する物又は權利を他人に贈與するを謂ふ。

【讓步】じやうぽ 各人が其の權利の主張を止め又は縮少するを謂ふ。(民六九五)

【承繼】じやうけい 一人が他人の權利又は義務を繼受取得するを謂ふ。

【承繼人】じやうけいじん 原因の如何を問はず又一般的であると特定のであると將た有償である

と無償であるに拘はらず、他人の權利又は權利及び義務を繼受取得した人を謂ふ。

(民一二〇、一四八)

し 條・讓・承



【承諾】じやうだく 民法上の意義は申込に對する被申込人の意思表示で契約を成立せしめる一要件である。(民五二二乃至五二八)、憲法上の意義は緊急勅令の成立後又は財政上の必要處分後に議會の與へる事後の協賛である。(憲八、七〇)

【承認】じんしやう 誘引、誘導、意思表示等申込以外の特定人の意思表示又は行爲に對し、承諾の意思表示を爲すを謂ふ。(民一四七、一〇二三乃至一〇三七、商一七六、二五一)

【承認書】じんしやうしよ

承認の意思を表示する爲め作成する書面を謂ふ。(民一六八ノ二)

【承役地】じやくち

地役權の行はれる土地を謂ふ、例へば地役權の成立したとき、地役權者が地役權を行使する目的地である。(民二八五乃至二九八)

【常況】じやうきやう

常時に繼續する狀況を謂ふ。(民七)

【常會】じやうかい

通常會の意である。(憲四三)

【常業】じやうごう

日常繼續して行ふ業務を謂ふ。

【常備兵】じやうびへい

平時に備へる軍隊を謂ふ。(憲一二、徵兵令三)

【上奏】じやうそう

帝國議會其の他の國家機關が、或事實又は意見を天皇に奏聞するを謂ふ。

(憲四九)

【上官】じやうくわん

或一定の官吏に對して指揮監督する權限ある官吏を謂ふ。(官吏服務紀律

一〇)

【上訴】じやうそ

民事又は刑事訴訟の裁判に對して不服ある當事者が、其の上級裁判所へ覆審

を求める意思表示を上訴と謂ふ、例へば控訴、上告、抗告の三種が之れである。(刑

訴三編、現民訴三編、改民訴三編)

【上訴裁判所】じやうそさいばんしよ

上訴を受理審判する高級の裁判所を謂ふ。

【上告】じやうこ

民事訴訟の上告は地方裁判所又は控訴院の第二審の判決に對し、法令に違

背したことを理由として提起する不服の申立てである。(現民訴四三二乃至四五四、改

民訴三九三乃至四〇九)、刑事訴訟の上告は法令の違反を理由とする外、原判決が刑

の量定甚だしく不當であると思料すべき顯著な事由あるとき、再審の請求を爲すこと

が出来るとき、重大な事實の誤認あることを疑ふに足る顯著な事由あると



き、判決後に刑の廢止又は變更若しくは大赦があつたとき等に爲すことが出来る不服の申立てである。(刑訴四〇八乃至四五五)

【上級】じやうきゆう 或官公署の上位にある官公署を謂ふ。

【償還】しやうわん 民法上の意義は甲が金銭又は物品を支拂ふべき義務を負ふ場合に、乙が適法に甲に代つて支拂つたとき甲が乙に對し其の支拂を爲すことを償還と謂ふ、(民一  
二一、四四四)、商法上の意義は手形其の他の指圖債權の支拂人、支拂擔當者、豫備  
支拂人が支拂を爲さないとき、手形又は證券の所持人又は償還請求を受けた裏書人の  
請求に依つて其の各前者が手形金額及び支拂拒絶の爲め生じた一切の費用を支拂ふ  
を謂ふ。(商四八六乃至四九九)

【召喚】せうわん 或特定人を一定の日時、場所に出頭せしめる官公署の命令を謂ふ。(議員法  
七三、行政裁判法三八、刑訴一九〇)

【召喚狀】せうわんじやう 刑事事件の被告人に對し、一定の日時及び場所に出頭すべきことを豫  
審判事、裁判長又は裁判所が命令する書面を謂ふ。(刑訴八四四、三三四)

【召集】せうしふ 憲法上の意義は選舉若しくは勅任に依つて、帝國議會の議員の資格が確定した  
者を議會開會地へ召集し集合せしめる命令を謂ふ、(憲七、四一、四五)、陸軍召集令  
では多數の軍人を一定の日時及び場所に集合せしめるを謂ふ。

【招集】せうしふ 議決機關の構成員を特定の目的を以て、一定の日時及び場所に會合せしめる  
を謂ふ。(民九四九)

【消却】せうきやく 負債を返却消滅せしめるを謂ふ。(商一五一)

【消費】せうひ 貨物の效用を消滅せしめるを謂ふ。

【消費の種類】せうひのしゆるい 公共的消費者及び私人的消費、消費者の人格を基礎とする區別で  
ある、生産的消費及び不生産的消費、消費の爲め生産の結果を生ずると否とに依る區  
別である。

【消耗品】せうひん 比較的短期間の使用に依つて漸次損耗消失する物品を謂ふ。

【消費貸借】せうひのしやく 貸借人が貸主から受取つた金銭其の他の物品を消費し、後日種類、品  
等、數量の同じ物を返還することを約する貸借關係を謂ふ。(民五八七乃至五九二)



【消滅時効】じせうじつこう 時間の経過とその他の要件を備へるに依つて債權其の他の權利を消滅せしめる時効を謂ふ。(民一六六乃至一七四)

【消極】せうきょく 否定、不爲、不有、不成立、不存在等總て陰的の狀況を形容するに用ふる語である。

【證人】じんにん 民事、刑事の訴訟に關し裁判所に出頭して過去の事實に付き自己の實際した所を陳述する第三者を謂ふ。(刑訴一八四乃至二一八、現民訴二八九乃至三二一、改民訴二七一乃至三〇〇)

【證言】じんごう 證人が係争事實に關して爲す供述を謂ふ。(刑一八七、現民訴二八九、改民訴二八〇乃至二八四)

【證明】めいじやう 或係争事實の眞否を證據に依つて明確にするを謂ふ。

【證書訴訟】しよじやうしよ 一定の金額の支拂其の他代替物若くは有價證券の一定の數量の給付を目的とする請求を訴へるに當り、總ての必要な事實を證書を以て證明する爲め、簡易迅速な訴訟手續に依る訴訟を謂ふ、改正民事訴訟法は此の制度を廢止した。(現

民訴四八四乃至四九三)

【證憑】じやうびやう 證據、證據の略語である。

【證據】しよ 民事、刑事の訴訟上事實の眞否を決定する原因を謂ふ。

【證券】じしやう 或權利關係を證明する爲めに作成した證書を謂ふ。(商二七九、二八一、三五九、三六〇)

【證券的債權】じしやうてきけん 證券の存在が其の債權の成立要件で、證券面記載の文言に依つて債權其のものの性質、效力等を決定する債權を謂ふ。手形は此の種の債權の主なるものである。

【小企業】せうせいきぎ 企業者が同時に労働者を兼ねる企業を謂ふ。

【小破産】せうぱさん 破産財團に屬する財産の額が一萬圓に満たないとき、裁判所が破産の宣告と同時に其の決定を以て爲すを謂ふ、小破産には監査委員を置かず、又配當は一回である。(破産法三五八乃至三六六)

【少數株主權】せうすうしゆけん 株式會社又は株式合資會社に於ける資本の十分の一以上に當る



株主が有する権利で、其の権利を行ふべき事項は、(一)總會の招集(商一六〇)、(二)取締役に對する起訴(商一七八)、(三)監査役に對する起訴(商一八七)、(四)會社の業務及び會社財産の狀況調査(商一九八)、(五)清算人の解任(商二二八)等である。

【勝訴】しよ 民事訴訟に於て原告の請求を理由があるとの判決があつたときは原告の勝訴で、原告の請求を理由なしとする判決があつたときは、被告の勝訴である。(現民訴三)

【訟廷】しやうてい 法廷と謂ふに同じで民事、刑事の裁判を行ふ場所を謂ふ。

【掌理】しやうり 掌握處理の意である、換言すれば法令の規定に従つて一定の事務を分掌し之を處理するを謂ふ。(議院法一七)

【照査】しやうさ 有體財産の強制執行に於て既に債權者の爲め差押を爲した後、他の債權者の委任を受けた執達吏が第一の差押を爲した執達吏に就き差押調書の閱覽を求め、之を債務者の動産を照査し未だ差押へない物あるや否やを調査するを謂ふ。(現民訴五八六、五八七)

【詔書】しやうしよ 天皇の意思を發表した書面を謂ふ。(刑一五四)

【詔勅】しやうちく 國政に關する天皇の意思で一時的の效力を發生せしめるに止まり、勅令の如く法規として永く其の效力を保有しないものを謂ふ。(憲五五)

【抄本】しやうほん 原本又は原記録等の一部分を記載した書面を謂ふ。(現民訴二三九、改民訴一六四)

【抄録謄本】しやうろくてうほん 公正證書の原本の一部分を抄寫したものを謂ふ。(公證人法五三)

【女王】じやうわ 外國々法の意義は女子である君主の稱號である、我皇室典範の意義は五世以下の皇族である女子の尊稱である。(皇室典範三一)

【除斥】じゆしつ 判事又は裁判所書記に法律に規定する一定の原因ある場合に、其の職權に屬する職務を執行せしめないことを謂ふ。(刑訴二四、現民訴三二、三三、改民訴三五)

【除名】じゆめい 一定の資格を有する者から組成する組合、團體に於て法律に規定した原因に基いて其會員の一名若くは數名に對し會員たる資格を剝奪するを謂ふ。(議九六、九七、商八三)

【除外例】じゆげいれい 例外規定と謂ふに同じである。



【除権判決】ちくけんはんけつ 適法に公示催告手続を履行したに拘はらず、法定期間内に其の目的とする請求又は権利の届出を爲さないとき、裁判所に於て権利消滅の判決を爲すを謂ふ。(現民訴七六四乃至七七六)

【所轄】しやくかく 或特定の官廳が一定の人、物又は事件に對して管轄權を有することを表示する場合に用ゐる。

【所管】しやくくわん 或特定の官廳若しくは官吏が一定の事務に對し管轄權を有することを謂ひ現はす場合に用ゐる。

【自動車】じどうしゃ

原動機を用ひ軌道に依らないで運轉する車輛を謂ふ。(自動車取締令)

【事項】じじか

事柄と謂ふに同じである。(民三七)

【事故】じこ

事由と謂ふに同じである。

【事實】じじつ

人爲に依ると自然の發生に依るとを問はず、總て物界に於ける現象を謂ふ。

【事實論】じじつろん

或一定の事實が法律の規定した事項に該當するか否かを論決するを謂ふ。

【事實參考人】じじつさんこうじん

民事、刑事の訴訟上證人となる資格がない爲め宣誓をなさしめ

ないで、事實參考の爲め訊問される人を謂ふ。

【事由】じじゆ

事實上の原由を謂ふ。(民六八、一四七、四一五)

【事跡】じじせ

或事實の跡形を謂ふ。(民六、九〇八)

【事變】じじへん

人爲に依るを將た天變、地異に依るとを問はず、人類の行爲に大影響を及ぼすべき物界に於ける非常の状態を謂ふ、例へば大火、地震、洪水、大雪、戦争等は

其の主なものである。(憲三、民六一、二二五)

【事物】じじぶつ

事項又は物件の意である。

【事物の管轄】じじぶつのかんかく

刑事訴訟に於て刑の輕重、犯人の身分、犯罪の性質等に依つて定

める管轄である、民事訴訟に於て訴訟物の性質及び訴訟物の數量の多小及び價格の多寡等に依つて定める管轄を謂ふ。(現民訴一、裁構一四、二六、二七、刑訴二、三、四、七)

【事件】じじ

廣義では事柄と謂ふ意に用ゐる、(憲法第四〇)。訴訟法では訴訟事件と謂ふ意に用ゐる。(刑訴二乃至一〇、現民訴二二六)



【事務所】じむしょ 官公吏又は一私人が或種の事務を取扱ふ場所を謂ふ。(民三七、四五、四六)

【事務章程】じむしやう 官廳に於ける執務の規定である。

【事務分配】じむぶんぱい 或官廳に属する抽象的職務を數多の係、部、課等に分割配賦するを謂ふ。(裁判所構成法一一ノ三)

【事業年度】じしやうど

或種の事業に付いて決算の便宜上定めたる一定の期間を謂ふ。(民五一)

【事務管理】じむかひ

義務がなく他人の爲めに事務の管理を始めた者が、其の事務の性質に

従つて本人の利益に適すべき方法に依つて其の事務を管理するを謂ふ。(民六九七乃至七〇二)

【重商主義】じゆうしやう

之を尙商派とも謂ひ、又貿易平均論ユルベル主義若くは制限主義等の異名もある、其の學說の歸着する所は一國の經濟上の良否は其の國內に流通する貨

幣の分量如何に比例すると謂ふにある。

【重農學派】じゆうのうがく

之を尙農派とも謂ひ、此の學說を代表する者は佛國のラランソワケ

ネーで其の要旨は、(一)人類社會にも物理界の如く自然の理法が存在し之を支配する經濟も亦同様である、(二)産業中獨り農業のみが生産的である故に一國の強を増さんとするには農業の進歩を計るに如くはない。(三)租税は直接に土地にのみ課すべし、何となれば土地は富の源本である、各種の間接税は畢竟農民の負擔に歸するから複雑な手數と費用とを費して間接税を徵收するよりは、初から簡單に直接税を賦課するが便宜であるを謂ふのである。

【收去】しゆきよ 從來一定の場所に存在する工作物、竹木等を所有者が其の場所から取り去るを謂ふ。(民二六九、五九八)

【收納】しゆなふ 收受、納入の意で金錢其の他の物件を他から受取つて自己の所有に歸するを謂ふ。(憲六二、業煙草專賣法二)

【收益】しゆえき 收取、利益の意で自己の經營する事業又は所有する土地其の他の物から生ずる利益を收取するを謂ふ。(民二〇六)

【收益財産】しゆえきざいさん 國家が收益を得んとする目的で所有する財産を謂ふ。



【收支】しう 収入、支出の略語である。

【收入】しふ 金錢、物品を收得納入するを謂ふ。

【收入印紙】しんしふ 法令の規定に基き租税、手数料を納入する便宜方法として印紙を貼用すべき場合に貼用する所の印紙を謂ふ。

【收入官吏】しうにふ 金錢、物品の收納事務に従事する官吏を謂ふ。

【收用】しう 國家の命令權に依つて公益の爲め、特定物の所有權又は其の他の權利を強制徵收して之を國家又は第三者の所有に移す處分を謂ふ。(土地收用法二)

【收用審査會】しうしんかい 土地收用に關し收用者と所有者との間に於て、補償金額に付き協議の整はないとき、收用又は使用すべき土地の區域、損失の補償等を裁決する爲めに開く機關を謂ふ。(土地收用法三五乃至四六)

【收用補償金】しうしんきん 土地を收用又は使用する爲め受ける損害を、起業者が支拂ふ賠償金を謂ふ。(土地收用法四七乃至五九)

【收容】しう 船積の爲め税關に送致し若くは陸揚した貨物で、其の送致若くは陸揚の時か

ら法定の時間以内に引取、船積發送、庫入を爲さない場合に、其の貨物を税關に留置する處分を謂ふ。(關税法三章)

【終期】しう 適法に成立した法律行為の效力を終了せしめる爲め、之に附隨せしめた事實で、將來到來することの確定したものを謂ふ。(民一三五ノ二)

【終期附權利】しうきんり 終期の定まつた權利を謂ふ。

【終決】しつ 徵兵事務に關する裁決の一種で、現役兵徵募、補充編入、要員超過、徵集免役、兵役免除の裁決を謂ふ。

【終審】しん 民事又は刑事裁判所の裁判で上訴を許さないものを謂ふ。(裁溝五〇)

【終身官】しんしん 刑法の宣告又は懲戒處分に由らなければ其の意に反して免官されることのない種類の官職を謂ふ、例へば裁判官、會計検査官、行政裁判所の評定官の如くである。

【終身年金】しんしんねんきん 勳章を有する者又は勳功に依つて年金權を有する者に、終身間國家が年々支給する一定の金額を謂ふ。



【終身定期金】 いしうしんて 終身定期金契約に依つて取得する金銭を謂ふ。

【終身定期金契約】 いしうしんていき 當事者の一方が自己、相手方又は第三者の死亡に至るまで、定期に金銭其の他の物を相手方又は第三者に給付することを約する契約を謂ふ。  
(民六八九乃至六九四)

【終局判決】 はしりきつ 民事訴訟に於て一審級で訴訟關係を終了せしめ、其の事件を離脱せしめる判決を謂ふ、終局判決は中間判決の對稱で、控訴又は上告を許す判決は中間判決である。(現民訴三九六、四三二、改民訴一八三)

【住家】 ぢか 人が居住する家屋其の他の建造物を謂ふ。

【住宅組合】 ちやうたく 組合員に住宅を供給する目的で設立する法人を謂ふ。(住宅組合法)

【住居】 ぢく 人の現在居住する場所を謂ふ。

【住所】 ぢしゆ 憲法上の意義は人の居住する場所を住所と謂ふ、(憲二五) 民法上の意義は人の生活の本據である場所を謂ふ。(民二二)

【住所】 ぢしゆ 人の住所の存する土地を其の人の住所地と謂ふ。(非訴事件手続法二)

【住所】 ぢしゆ 人の住所地に行はれる法律を謂ふ。(法例一二)

【住民】 ぢんみん 市町村内に住居するものは本籍の有無を問はず、總て之を其の市町村の住民とする。(市制八、町村制六)

【集會】 ぢくわい 共同の行爲を爲す目的で集まる多衆の會合を謂ふ。(憲二九)

【集合物】 ぢくぶつ 數多の單一物の集合した物を一名稱の下に權利の目的とする物を謂ふ。

【習慣】 ぢんぐ 人が其の起源を記憶しない程永久の期間、同一事項又は同一場合に同一の行爲を爲し來り、將來同一場合に際會し若くは同一事項が発生せば必らず同一行爲を爲すべき人の常習の慣行を謂ふ。(民九二)

【宗教】 ぢしゆ 個人の安心立命を始めとし國家社會の安寧秩序を維持する爲め、自己の教義宗制に歸依信仰する者に、精神上の教養を施す社會的機關を謂ふ。(民三四)

【戎器】 ぢしゆ 狭義の兇器と謂ふに同じで、人身を傷害する目的を以て作製した道具を謂ふ。

【衆議院】 しゆぎいん 貴族院と相合して帝國議會を構成する立法機關である。(憲三乃至五)



【修正地價】開墾下年期明、地目變換等に依つて土地の地價を修正した地價を謂ふ。(地租條例五)

【主管】或官廳が特定の事務を主として管轄するを謂ふ。

【主管爭議】行政官廳相互間に於ける權限の争を謂ふ。(内閣官制五ノ四)

【主刑】獨立して犯罪に對し科する制裁を謂ふ、例へば死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料の六種である。(刑九)

【主權】國權又は統治權を謂ふに同じで、唯一にして圓滿、且つ最高無限の權力を謂ふ。

【主權者】主權の主體を謂ふ、即ち自己の權力として主權を總攬する者を指す、何人が主權者であるかは、民主國と君主國とに依つて異なる、我國の主權者は天皇である。(憲四)

【主人】雇人を使用する者を雇人に對して主人を謂ふ。(商法三〇)

【主體】主格と謂ふに同じで相對する二以上の人格者ある場合に、其の主位に立つ人

格者を謂ふ。

【主張】相對立する二人間の一方が他方を屈服せしめる爲め、自己の意見を申述するを謂ふ。

【主物】獨立して法律行爲の目的となる物を謂ふ。(民八七)

【主文】判決主文の略語である、判決主文とは裁判の事實及び理由に對立し判決文中主要の部分で、民事訴訟の裁判では通常「原告の請求を棄却す、訴訟費用は原告の負擔とす」等と記載した部分である。(現民訴二二六ノ四號、二四四、改民訴一九一ノ一)

【主法】權利義務の實體を定めた法規で、例へば民法、刑法、商法の如くである。

【主務】主管の事務と謂ふ意である、例へば主務官廳を謂へば其の事務を主管する官廳と解するが如くである。

【主觀的價格】吾人が貨物の限界的效用を精神上に於て測定したものを謂ふ、例へば二つの衣服を有する人は一つの衣服を有する人より之を貴重する、従つて棄却



するに當ては比較的高價でなければ賣渡さない、之れは主觀的價格の異なる結果である。

【授權】じゆん 代理權を授與する行爲を謂ふ、詳言すれば甲が乙を代理人として或法律行爲を爲さしめんとする時、甲が乙に代理權を授與する行爲を謂ふ。

【取得時効】じゆとく 法定期間の経過と所有の爲めにする意思を以てする占有とに依つて或種の權利を取得する時効を謂ふ。(民一六二乃至一六五)

【出捐】しゆん 出金を謂ふに同じである。(民四四二)

【出資】しゆし 社團、財團及び會社の定款、組合の規約等に基て、社員又は組合員等が其の資本として贈出する金銭、物品、債權、勞務等の有價物を謂ふ。(民三七ノ四、六六七、六七四、商五一ノ五)

【出生】しゆつ 分娩期に至つて胎兒が母體を離れるを謂ふ。(民一)

【出生地主義】しゆつていしぎ 國籍の取得に關し出生地の國籍を取得せしめる主義を謂ふ。

【出訴】しゆそ 訴訟を裁判所に提起するを謂ふ。(行政裁判法一五)

【出訴期限】しゆそきげん 法令に於て訴訟を提起することを許した期限を謂ふ。

【出廷】しゆてい 法廷に出頭するを謂ふ。(行政裁判法三八)

【出頭】しゆとう 本人自ら官廳、公署、議場に出づることを謂ふ。

【出版】しゆばん 發賣、頒布の目的で機械、舎書其の他の方法に依つて文書、圖畫を印刷するを謂ふ。(出版法一)

【手跡】しゆしゆ 人の筆跡を謂ふ。(現民訴三五三)

【囚人】しゆじん 有罪の確定判決を受け刑務所に在る者及び犯罪審理の爲め刑務所に在る者を謂ふ。(刑九七、九八)

【充員召集】しゆじんしゆふ 動員に當つて諸部團體の要員を充足する爲め、在郷軍人を召集すること或に戰時若くは事變に際し充員を行ふ爲め、豫備役、後備役にある陸海軍々人の一部又は全部を召集するを謂ふ。(陸軍召集令二、海軍召集令二)

【拾得物】しゆとつぶつ 他人の遺失し又は遺棄した物件を拾得した物を謂ふ。(遺失物法二ノ三)

【拾得者】しゆとつぶつしや 他人の遺失し又は遺棄した物を拾得した人を謂ふ。(民二四〇、遺失物



## 法四)

- 【首服】しゆふく 親告罪に付き告訴権者に犯罪事實を陳述する者を謂ふ。(刑四二)
- 【首魁】しゆけい 反賊の頭を謂ふ。(刑七七)
- 【綬】しゆ 勳章、褒章、紀念章、從軍記章等を垂下し、佩用する用に供する紐を謂ふ。
- 【職】しやく 官制其の他の法令に依つて官吏又は公吏に分擔せしめる事務を謂ふ。
- 【職印】しやくいん 官公吏が其の職務上官公吏たる資格を表彰する爲め使用する印章を謂ふ。
- 【職員】しやくじん 官公署で所管事務を擔任する人員を謂ふ。
- 【職業】しやくぎふ 人の業として従事する業務を謂ふ。
- 【職權】しやくけん 職務、權限の略語で或官吏に分配された職務を行ふ權限を謂ふ。
- 【職掌】しやくしやう 職務として掌る事務を謂ふ。(樞密院官制二)
- 【職責】しやくせき 官公吏が官制其の他の法令に依つて負擔する職務を處理する義務を謂ふ。
- 【職服】しやくふく 職務を行ふ際に着用する制服を謂ふ。(裁制一一四ノ二)
- 【職業的分業】しやくぎふのぶんぎふ 各人が其の職業に依つて社會的分業を爲すを謂ふ。

- 【助成品】じゆせいひん 生産物の原料品ではないが生産を爲すに補助として要する物品を謂ふ。
- 【自首】じゆしゆ 罪を犯し未だ當該官吏が發覺しない中に犯人自ら犯罪事實を陳述するを謂ふ。(刑四二)
- 【施行】ししか 法律、命令を發布した後、一定の期間を経過したとき、之れを實地に行ふを謂ふ。(法例一)
- 【施政】ししか 國政を實地に施行するを謂ふ。
- 【侵入】しゆじん 正當の事由なく他人の邸宅に入るを謂ふ。(刑一三一、一三二)
- 【侵犯】しゆはん 他人の權利を蹂躪するを謂ふ。
- 【侵害】しゆがい 他人の權利を蹂躪し之を損傷するを謂ふ。(民七〇九、九六六)
- 【浸水地】しんすゐち 水流の浸入した土地を謂ふ。(民二二〇)
- 【敷金】しきん 家屋、土地の賃貸借契約に附隨し、賃借人が賃貸人に債務履行の擔保として寄託する金銭で、賃借人が借賃の支拂其の他の債務を履行しないとき、賃貸人をして相殺せしめる目的で供するものを謂ふ。(民六一九)



【辭職】じし 官公吏又は議會の議員等が其の職を辭退することを謂ふ。

【就職】しゅうし 實際職務を執り行ひ始めるを謂ふ。

【質入】しちい 或物又は權利上に質權を設定し、之れを質權者に引渡すことを謂ふ。(民三四二)

【質入證券】しちいしんせう 寄託者が質入の爲め倉庫營業者から受取る所の證券を謂ふ。(商三五八、三六一)

【質入裏書】しちいりしよ 手形、質入證券其の他の指圖債權質權を設定する爲め爲す裏書を謂ふ。(商三六七、四六三)

【質權】しちけん 質權者が債權の擔保として債務者又は第三者から受取つた物を占有し、且つ其の物に付いて他の債權者に先ちて、自己債權の辨濟を受ける權利を謂ふ。(民三四二乃至三六一)

【質權設定者】しちけんていじや 自己又は他人の債務を擔保する爲めに、自己の所有する物又は權利の上に質權を設定する人を謂ふ。(民二四五)

【實行】かぎ 刑法上の用語で犯罪實施の段階上豫謀、準備、着手を経て目的とした犯罪を實施する行爲を謂ふ。

【實施】じつ 法律、命令等を實際に施行するを謂ふ。(裁務施行條例七)

【實子】じつこ 養子に對する用語で血縁を有する子を謂ふ。(民八二〇乃至八三六)

【實方】じつぽう 實家の側に於ける養子の親族を謂ふ。(民七三〇)

【實家】じつか 自己の出生した家で養家又は婚家に對する語である。(民七三九、七四〇、七四二)

【實用新案】じつようしんあん 物品に關し形狀、構造又は組合はせに係る新規の型の工業的考案を爲したことを謂ひ、之が登録を受けること一種の私權を生ずる。(新案法一、六)

【實印】じついん 印章の一種で比較的重要な事柄に使用するもので多く氏名を彫刻する。(國稅徵收法一六ノ三號)

【實體法】じつたいはふ 法律關係の實質を規定した法令を謂ふ。

【實業教育】じつぎょう 農、工、商の實業に従事する者に須要な教育を施すを目的と爲すを



【實際上の給料】じつじやうのきようりやう 受取つた紙幣の總額に依つて享受し得る生計の必要、快樂、奢侈の總額を謂ふ。

【準】じゆん 形容詞として使用され之を冠するときは、其の之を冠された用語に準すべき意義を有せしめる。

【準據】じゆん 法律、命令の規定に従ふと謂ふ意である。

【準用】じゆん 甲の事項に適用する目的で設けた規定が、甲の事項に類似した乙の事項をも支配し得る場合に、甲の事項を支配する法規を乙の事項にも適用するを準用と謂ふ。(法例二四、民一三、三五、四一、一一〇、商二三、六三、三二〇)

【準則】じゆん 或規定に従つて行爲を爲すと其の規定から一定の効果を發生せしめるも、其の規定に従ふか否かは各人の隨意である、此の如き規定を準則と謂ふ。

【準則主義】じゆん 法律、命令に依つて設けた法規あるときに、之に依つて或行爲を爲すと本來其の行爲を爲す爲め、官廳の許可を要するに拘はらず、直に其の行爲の目

的に従つて一定の法律上の効果を發生せしめる主義を謂ふ。

【準備金】じゆん 或目的を以て若くは或種の必要に應ずる爲め、平常豫め備へ置く金銭を謂ふ。(商一九〇ノ五號、一九四)

【準備書面】じゆん 民事訴訟に於ける合議裁判所の口頭辯論を準備する爲め、當事者が之を作成し裁判所の手を経て、當事者間に交換する書面である、現行民事訴訟法では準備書面の提出は必要のことではないが、改正民事訴訟法では必要な手續とした。(現民訴一〇四乃至一〇八、改民訴二四二乃至二五六)

【準備手續】じゆん 現行民事訴訟法では計算の當否、財産の分別又は之れに類する關係を目的とする訴訟に於て、計算書又は財産目録に對し許多の争ある請求の生じ、又は許多の争ある異議を生じたとき、受命別事の面前に於て爲さしめる訴訟手續の一部を謂ふ。(現民訴二六六乃至二七二)。改正民事訴訟法では、合議裁判所の訴訟は總て受命別事に依つて口頭辯論の準備を爲すことを原則とした。(改民訴二四九、二五〇)



【準血族】じゆんけつ 養子と養親及び其の血族との關係、繼父母と繼子、嫡母と庶子との關係は本來の血縁はないが、法律上血縁者と同様の關係を發生せしめる、之を準血族と謂ふ。(民七二七、七二八)

【準現行犯】じゆんげんぱん 現行犯罪に準じ犯人の逮捕及び罪證の集取處分を爲すべきもので、例へば刑事訴訟法第三百十條第二項に列擧する状態に在る被疑者を謂ふ。

【準占有】じゆんせん 自己の爲にする意思を以て財産權の行使を爲すを謂ふ、占有は自己の爲にする意思で物を所持するを謂ふ、(民一八〇)、故に自己の爲にする意思で財産權の行使を爲すは所謂占有ではない、併し占有に類する所多く、占有の規定を適用するを可とするので民法第二百〇五條に於て、自己の爲にする意思を以て財産權の行使を爲すを準占有と爲し、之に占有に關する規定を準用せしめるのである。

【順位】じゆん 相續權者又は先取特權者等の如く、特定の財産權に向つて同種又は異種の權利を行使する者數人ある場合に、何人が最初に權利を行使し何人が第二位第三位等で權利を行使すべきかを定める順序を謂ふ。(民三二九乃至三三二、三七三、九五五、

九七〇、九八二、九九四)

【純益】じゆんえき 純粹の利益と謂ふ意で、或事業の總收入中から支出總額を控除した殘額を謂ふ。

【遵守】じゆんしゆん 法規に違つて之を守るを謂ふ。

【遵由】じゆんゆう 遵奉、循由と謂ふ意である。(憲七六)

【執行】じぎやう 官吏又は公吏が其の職務を實行するを謂ふ。(憲九、皇典四九)

【執行委任】じぎやうにんにん 債權者が執達吏に強制執行を委任するを謂ふ。(現民訴五四四)

【執行行爲】じぎやうかう 執達吏が債權者の委任に依つて強制執行を實施する行爲を謂ふ。(現民訴五四〇)

【執行裁判所】じぎやうさいばんしょ 強制執行の機關である裁判所を謂ふ。(現民訴五一三、五四三等)

【執行罰】じぎやうばつ 行政處分を強制する手段で一の處分命令を發すると共に、違犯者に執行罰を科する豫告を爲し、違犯の場合に科する行政罰を謂ふ。(行政執行法、河川法)

【執行文】じぎやうぶん 判決に執行力を發生せしめる要件で、左記の文句を判決正本の末尾に記



職し、裁判所書記署名捺印し、且つ裁判所の印を押捺する、前記の正本は被告某（若しくは原告某）に對し、強制執行の爲め原告某（若しくは被告某）に之を附與す。（現民訴五一七）

【執行力】りつかり 民事訴訟に於ける確定判決に基き、又は假執行の宣言に基き、強制執行を爲すことを得る效力を謂ふ。（現民訴五一六ノ二）

【執行判決】はつかり 外國裁判所の判決に依つて内國で強制執行を爲す爲め下す内國裁判所の判決を謂ふ。（現民訴五一四、五一五）

【執行命令】めいかり 憲法上の意義は法律と命令との關係から命令を分類するときは、執行命令、獨立命令、委任命令の三種となる、執行命令とは法律を執行する爲め發する命令で、施行規則若しくは施行細則の名稱を以て發する勅令若しくは省令を謂ふ、（憲九）民事訴訟法上の意義は支拂命令を執行せしめる爲め附する命令を謂ふ。（現民訴三九三、三九四、五五九ノ二號）

【爵】しや 華族の當主に授け其の子孫をして世襲せしめる貴號を謂ふ。（華族令一）

【爵位】しや 爵及び位の併稱である。（憲一五）

【諮問】しん 公署に於て執務上必要の事項に付き、下級の官廳公署又は官公吏の意見を求めることを謂ふ。（府縣制四五）

【諮詢】しん 國家重要な政務に付き、天皇が樞密顧問の意見を徵するを謂ふ。（憲五六）

【社會】しやく 共同生活を營まんが爲め形造つた人類の集團を謂ふ。

【社會主義】しやくわい 人類生活の本源である土地及び各種の資本を社會の共有とし、人類をして平等に其の分配に與からしめんとする主義を謂ふ。

【社會的經濟】しやくわい 之を産業的經濟とも謂ひ、他人と交換を爲すに依つて貨物を獲得する經濟で、社會の進歩し人智の發達した時代に行はれる經濟を謂ふ。

【社會的資本】しやくわい 之を生産的資本とも謂ひ、私人的資本の對稱である、社會的資本は國有財産を除き、私人的資本の境界内に包含され私人的資本は抵當、債權、特權の如き單に私人收益の手段で、社會生産の手段でないものを除き、悉く社會的資本である、即ち各私人の財産で收益手段でないものを稱して私人的資本と謂ひ、社會の財産



中生産手段でないものを社會的資本と謂ふ。

【社會的所得】しゃくわいてく 個人的所得の對稱で各個人の所得を個人的所得と稱し、個人所得と併合したものを社會的所得と謂ふ。

【社會的欲望】しゃくわいてく 各人が國家、宗教、法律若くは道德の力に依つて一般の安寧秩序を維持し、公共の福利を増進せんとする欲望を謂ふ。

【社員】しゃいん 社團其他人の集合に依つて成立する法人を組成する人を謂ふ。(民六八ノ二)  
 【社債】しゃい 商法第九十九條乃至第二百七條の規定に依つて株式會社又は株式合資會社が募集する會社の債務を謂ふ。

【社團法人】しゃうだん 社團にして營利を目的としない爲め、主務官廳の許可を得て法人と爲すもの及び營利を目的と爲す爲め、商事會社設立の條件に従ひ、法人と爲すものを謂ふ。(民三五、三七、三八、六八ノ二、六九)

【社長】しゃうち 法人であると否に係らず結社の主長を社長と稱する。

【借地】しゃち 建物の所有を目的とする地上權及び賃借權を謂ふ。(借地法一)

【借地法】しゃちほう 前項の借地契約に付き其の存續期間其他當事者間の權利關係を定めたる法律を謂ふ。(借地法)

【借賃】しゃくちん 賃借契約に基いて賃借人が賃貸人に支拂ふ賃金を謂ふ。(民六〇九)

【借家法】しゃくかほう 建物の賃借に付き貸主と借主との關係を定めた法律を謂ふ。

【借用物】しゃくぶつ 使用賃借の目的物で借主が使用、収益する物を謂ふ。(民五九四ノ一乃至五九八)

【借地借家調停】しゃくちしゃかてい 土地又は建物の賃借、地代、家賃其他借地借家關係に付き争を生じたとき、當事者から土地又は建物の所在地の區裁判所に調停の申立を爲すことを謂ふ。(借地借家調停法一)

【釋放】しゃつぱく 被告人を裁判所へ引致してから四十八時間内に勾留狀を發しないときは被告人を放つことを謂ふ。(刑訴八九)

【縱容】じゆうよう 自己の權利を侵害する犯罪行為がある場合に、被害者が權利の侵害を甘受し其の非行を許容するを謂ふ。(刑一八三)



【射俸契約】しやくちやく 契約の効力が未來に於ける偶然の事實に繋るものを謂ふ。

【醜行】しゆうかう 品性、徳義の觀念に反する行爲を謂ふ。

【受寄者】じゆうしや 寄託契約に依つて或特定物の保管を爲すことを約して、其の物を受取つた人を謂ふ。(民六五八、六六三、六六四、六六六)

【受寄物】じゆうぶつ 寄託契約の目的と爲つた物品を受寄者の側から立言した名稱である。(民六五八、六六六)

【受刑】じゆうけい 刑の執行を受けることを謂ふ。

【受刑者】じゆうけいしや 刑の執行を受ける者を謂ふ。

【受贈者】じゆうじやう 贈與契約に依つて贈與を受ける人を謂ふ。(民五五一)

【受諾】じゆうだく 他人から物又は權利を受けることを承諾する意思表示を謂ふ。(民三ノ七號)

【受理】じゆうり 行政官廳又は司法官廳が私人から申請、請願、訴願、訴訟等を受け之を處理することを謂ふ。(六憲一)

【受任者】じゆうにんしや 委任契約に依つて他人から法律行爲を爲すべき委任を受けた人を謂ふ。

(民六四四乃至六五五、商二六七)

【受遺者】じゆういしや 遺贈を受ける人を謂ふ。(民一〇八八)

【受益者】じゆうえしや 不當利得で他人の財産又は勞務に依つて利益を受ける者を謂ふ。(民七〇四)

【受命判事】じゆうめいはんじ 民事訴訟又は刑事訴訟に於て合議裁判所の命を受けて行動する判事を謂ふ。(刑訴四八、一〇〇、現民訴二七八、改民訴一三〇、二四九)

【受託判事】じゆうたくはんじ 裁判所が檢證、證人訊問等、特定の訴訟行爲を所在地の裁判官に囑託するを便宜とするとき、其の行爲を爲すべき委託を受けた判事を謂ふ。(刑訴二二二、現民訴二七九ノ二號、改民訴一四九、二六五、二六六)

【受信主義】じゆうしんしぎ 隔地者間の意思表示の効力の發生時期に関する主義中の一つで之を到達主義とも謂ひ、意思表示の通知が相手方に到達した時を以て効力發生の時期を爲すものを謂ふ。(民九七)

【從】じゆう 或物又は權利が他の物又は權利に附き従ふことを表示する場合に、從として



謂ふ形に於て用ゐられる。(民二四二)

【從物】おつう

物の所有者が其の物の常用に供する爲め、自己の所有に屬する他の物を以て之に附屬せしめたときは、其の附屬せしめた他物を從物と謂ふ。

【從犯】はんぼう

他人が犯罪を犯すことを知つて器具を給與し誘導指示し、其の豫備の所爲を以て、正犯を幫助し犯罪を容易ならしめる者を謂ふ。(刑六一、六三)

【從價稅】かざい

關稅の一種で物の價格を標準として一定の稅率を賦課する租稅を謂ふ。

【從量稅】やへざい

關稅の一種で物の容量又は容積を標準として賦課する租稅を謂ふ。

【從參加】きんか

民事訴訟に於ける參加の一種で、他人の間に權利拘束と爲つた訴訟に於て其の一方を補助する爲め訴訟に附隨するを謂ふ。(現民訴五三乃至五八、改民訴六四乃至七〇)

【識別】べつ

辨識、區別の略語で混淆した二種以上の物を見分けることを謂ふ。(民二四五)

## ひ

【日】ひ

特定の日時を指稱することがある、又時間の經過する分量を謂ひ表はすこともある、此の意義では午前零時より午後十二時に至る二十四時間を日と謂ふ。(民一四〇)

【日附】ひつ

書類作成の日時として其の書類中に記入した年月日を謂ふ。(民施五五、商四六六、四六七、五三六)

【日割】ひわり

金銭、物品の數量を日數に割り當て算出するを謂ふ。(民八九ノ二)

【被告】くひ

他人から訴を起され訴訟の相手方となつた當事者を謂ふ、被告は民事訴訟では原告の相手方となる當事者の代名詞で、刑事訴訟に於ては被告人と謂ふ。(民訴三〇、三二ノ一、四三)

【被控訴人】おこせうじん

第一審に於ける原告であるを被告であるを問はず、控訴の申立を爲した當事者の相手方を指して謂ふ。(現民訴四〇四乃至四〇六、改民訴二七一、三七)



二)

【被上告人】ゴウゴウジン 原告であると被告であるとを問はず、又控訴人であると被控訴人であるかを論ぜず、上告を爲した當事者の相手方を謂ふ。(現民訴四四二)

【被告人】ゴウゴウジン 検事から犯罪者であると訴へられた刑事訴訟の當事者を謂ふ。(刑訴三六、三九、五八、七五、八三、八八、八九等)

【被告事件】ゴウゴウジン 何某が何々罪を犯したと訴へられた刑事裁判事件を謂ふ。

【被害者】シヤガイ 狭義に解するときには他人の不法行爲又は犯罪に依つて身體、名譽、財産に損害を受けた者を謂ふ、此の意義に於ける被害者は刑事訴訟に於て附帯私訴の形式に依つて又は獨立した民事訴訟を起し、加害者に對し損害賠償を要求することが出来る。(刑訴五六七乃至六一三)

【被疑者】ゴウゴウジン 公訴提起前に犯罪の嫌疑者として取調を受けた者を謂ふ。(刑訴二五三)

【被裏書人】ゴウゴウジン 手形其の他裏書を以て譲渡することが出来る有價證券の所持人から裏書に依つて證券上の權利を譲受けた人を謂ふ。(商四五七ノ一、二八一)

【被選舉權】ゴウゴウジン 帝國議會其他地方自治團體の議員又は公吏に選舉若くは選任される法律上の資格を謂ふ。

【被相續人】ゴウゴウジン 相續される人と謂ふ義で、詳言すれば家督相續の場合に於ける以前の戸主、遺産相續の場合には相續開始當時迄遺産の權利者であつた人を謂ふ。(民九九八)

【被後見人】ゴウゴウジン 後見を受ける人を謂ふ、換言すれば未成年者(親權を行ふ者なき場合及び親權を行ふ者あるも其の者が管理權を有しない場合に限る)及び禁治産者を謂ふ。(法二三、民八四〇、商七)

【被用者】ゴウゴウジン 或事業の爲め他人に使用される者を謂ふ。(民七一五)

【被保險者】ゴウゴウジン 保險契約に依つて保險される人である、換言すれば損害保險に於ては保險の目的物に付き所有權、賃借權其の他の權利を有する者、生命保險に於ては生命を期された當人を謂ふ。(商三九九、四〇四、四二八等)

【費額】ゴウゴウジン 費消した價額を謂ふ。



【費途】<sup>ヒ</sup> 金銭、物品を使用する事柄と謂ふ義で、用途を謂ふに同じである。

【費消】<sup>ヒセ</sup> 金銭、物品を其の用方又は性質に従つて処分するを謂ふ。

【比照】<sup>ヒセ</sup> 二個の法律命令若しくは二個の條文を比較對照することを謂ふ。

【比較的】<sup>ヒセ</sup> 或特定の事項若しくは事物を他物に對照し、善惡、多少、輕重等を指示するときに用ゐる形容詞である。

【卑屬】<sup>ヒセ</sup> 親族關係で自己から以下にある親等の者を謂ふ、例へば子、孫、弟、妹、甥、姪の如きである。(民七三〇ノ三、七三八ノ二、七七一等)

【誹毀】<sup>ヒセ</sup> 事實の有無を問はず、他人の惡事、醜行を摘發し其の人の名譽を毀損するを謂ふ。

【人】<sup>ヒ</sup> 廣義に解するときには權利義務の主體である人格者を謂ふ、此の意義に依るときは自然人と法人とを總稱する、(民四三三)、狹義に解するときには出生から死亡に至る間に於ける自然人を人と謂ふ。(法例三、民一編一章)

【人違】<sup>ヒト</sup> 目的とする特定人を取り違へるを謂ふ。(民七七八、八五一、不登四四)

【一株の金額】<sup>ヒト</sup> 株式會社の發行する株式一個の金額を謂ふ。(商二二〇)

【否決】<sup>ヒト</sup> 帝國議會其他の合議體の機關が、或議案に對し否認すべく議決するを謂ふ。(憲三九、議三一、五四、商二七八、一八七)

【否認】<sup>ヒト</sup> 自己に利害關係ある他人の身上に關する或事實を認諾しないことを謂ふ。(民四九、八〇四、八二二乃至八二四、商二五七)

【否認權】<sup>ヒト</sup> 妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定されるが、夫は反證を擧げて此の推定を覆へず權利を有する、之を否認權と謂ふ。(民八二二、八二三)

【非本籍人】<sup>ヒト</sup> 現在居住する市町村内に本籍を有しない人を謂ふ。

【非訟事件】<sup>ヒト</sup> 訴訟事件として裁判する事務ではないが、權利關係の成立、變更、消滅等に関し、權利を確認し後日の紛争を豫防する爲め、司法裁判所が取扱ふ事務を謂ふ。(非訟事件手續法一乃至二〇)

【非常上告】<sup>ヒト</sup> 第一審裁判及び第二審裁判を問はず、判決確定後に其の事件の審判が法令に違反したときに檢事總長から大審院に爲す上告を謂ふ。(刑訴五一六乃至



## 五二二〇

【非戦闘員】ひせんたんと

戦争に従事するも戦闘行為を爲さない者を謂ふ。

【非交戦者】ひかうせん

軍隊に従つて戦地に在るも交戦者でない者を謂ふ。

【批評】ひひ

他人の言論、文章、繪畫其の他の技藝に對し、正否、巧拙、是非等に関する意見を陳べ其の價値を評論するを謂ふ。

【批准】ひしん

當事國の選定した全權委員が會合し、國際條約を締結したとき、兩國家の主權者が其の條約を嘉納承認する方式を謂ふ。

【批准交換】ひしんかんか

批准に依つて效力を發生した條約の本書を當事國の間に取り交はすを謂ふ。

【秘密會】ひみつかい

關係者以外の者を議場に入れしめないで行ふ議會を謂ふ。(憲四八、議院法三七乃至三八)

【秘密結社】ひみつけつしゃ

當該官廳に對し結社の存在、組織、目的を秘密にする結合を謂ふ、秘密結社は治安警察法の嚴禁する所である。(治安警察法一四、二八)

【秘密證書】ひみつしよ

遺言證書作成の方法で左記の方式を備へるものを謂ふ、(一)遺言者が其の證書に署名捺印すること、(二)遺言者が其の證書を封じ證書に用ゐた印章で之に封印すること、(三)遺言者が公證人一人及び證人二人以上の面前に封書を提出し、自己の遺言書なる旨及び其の筆者の氏名住所を申述すること、(四)公證人が其の證書提出の日附及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び證人と共に署名捺印すること。(民一〇六七、一〇七〇乃至一〇七二)

【引受】ひきうけ 從來無關係であつた者が、其の關係に加入し、自己の責任を以て或種の行爲を爲すことを謂ふ。(商四六五乃至四七三)【引受拒絶】ひきうけひかり

爲替手形の支拂人が引受の爲め呈示を受けたるとき、引受を爲さず又は所持人が一覽後定期拂の爲替手形を呈示した場合に、引受人が引受を爲さず若くは引受の日附を爲替手形に記載しないことを引受拒絶と謂ふ。(商四六七、四六九ノ二)

【引受人】ひきうけにん

爲替手形の支拂を引受ける人を謂ふ。(商四七一)



【引受價格】

額面以上の價格で株式を發行する場合に、株式申込人が株式を引受ける爲め、株式申込證に記載する價格を謂ふ。(商一二六ノ二)

【引渡】

刑事訴訟法上の意義は人が現行犯人を逮捕した場合に、之を檢察又は司法警察官吏の手に移すことを謂ふ、(刑訴一二五) 民法上の意義は動産の占有を甲から乙に移すことを謂ふ。(民一七八)

【必要費】

物の現状を維持、保存する爲めに必要缺くことの出事ない費用を謂ふ。(民一九六ノ一、二九九ノ一、五八三ノ二、六〇八)

【必要なる處分】

必らず爲さなければならぬ處分を謂ふ。(民二五ノ一)

【必要なる範圍内】

必要な限度と謂ふ意である。(民二〇九)

【筆者】

或證書若しくは文書等を記載した者を謂ふ。(民一〇七〇ノ三、一〇七二ノ二)

【筆生】

文書を作成する爲めに使用される者を謂ふ。(民一〇七四)

【品質】

特質、品位の略語で俗に所謂品柄を謂ふ。(民四〇一、商三五九)

【品等】

品位、等級の略語で或品質中の等級を謂ふ。(民五八七)

【表決】

合議體の議員が議案に對し可否の意見を發表するを謂ふ。(民六五、六六、憲五二、議一二、四五)

【表決權】

合議體の各員が或特定の議事を決する爲め、議案に對し可否の意見を有効に發表することが出来る權利を謂ふ。(民六五ノ一)

【表示】

他人の見聞が出来る様に一定の思想、意見を發表顯示するを謂ふ。(民九一、一二九、一〇九〇、一〇九四、現民訴二五六、三八四、四〇一、四三八、四七五)

【表現】

外部に現出し容易に其の狀態の目撃が出来ることを謂ふ。(民二八三)

【表意者】

法律行爲を爲すに際し意思表示を爲す者を謂ふ。(民九五)

【評定】

評價、決定の略語で或物件の價格、品質等を決することを謂ふ。(商六四六、六四八)

【評價】

價格に關し當事者間に合意のない物件若しくは價格の未定な物件に對し、第三者に市場に於ける賣買價格を評定せしめるを謂ふ。(民三三八、一〇三二、商五〇)

【評價の標準】

價格の未定な物件を評價するに付て目標標準となるべきものを



謂ふ。(商五〇、二三七)

【憑據書類】しよきよ 或特定事項の徴憑、根據となるべき書類を謂ふ。(現民訴四二九、六二八ノ二)

【標識】しほ 或事柄を爲すに就て危険を避けしめ又は便利を與へる目的を以て設けた工作物で、俗に謂ふ所の目印である。(刑一二五)

【漂流物】うきもの 所有者の占有を離れ未だ何人の所持にも屬しないで、水の爲めに押流されて來た物を謂ふ。(刑二五四)

【平等關係】びやうどうけい 上下尊卑の差別なく對立併存する關係で、權力服從關係の對稱である。

【秤量貨制】ひやうりやうせい 政府の定めた權衡制度に準據し、貨幣として採用された金屬を一々權衡に懸け、其の價格を秤量し交換媒介の用に供せしめる制度を謂ふ。

【物】もの 人以外の自然界の一部で吾人の需用に充てること出来る形體を具へ、場所的存在を有する獨立の一體を謂ふ。(民八五乃至八八)

【模造】もぞう 眞物に模倣して製作した物を謂ふ。

【持分】もちぶん 組合員、會社員の有する持分は、組合又は會社財産に付いて各員が有する權利義務の集合である、換言すれば組合又は會社財産に對して有する權利の割合又は負擔する義務の割合を總稱する、(民六七六、商五九、一一二)、共有の持分は共有の目的物に付いて各共有者が有する權利の部分又は義務の部分併せて持分と謂ふ。(民二五〇)

【目錄】もくろく 一見して其の内容を知らしめる爲め、作製する名目を併記した記録を謂ふ。(商二六、民五一)

【目的】てき 特定の希望を以て或種的手段を施し獲得せんとする所の直接の結果で、俗



に謂ふ所の目アテを謂ふ。(民五、三四、四六、六八、七二、七三、九〇、一七九、三四三、五六〇、商二〇、五〇、七一、三〇二)

【目的物】目的物 目的である結果に伴ふ物品を謂ふ。(民三〇四、三四四、四〇一、五六六、一一〇一、商二八六、二八八)

【黙示】黙示 言語、文章、態度等に依つて明白に意思を表示しないが、間接に一定の意思あることを表示する方法を謂ふ。

【黙諾】黙諾 申込を受けた者が承諾の意思を暗黙に表示するを謂ふ。

【黙秘】黙秘 沈黙の意で或一定の事実を知悉する者が、他人若くは官廳から事實の陳述を求められたとき沈黙して秘するを謂ふ。(現民訴二九〇、二九八、二九八、改民訴二八一、二八八)

【申入】申入 或法律關係の存在する當事者間に於て、一方が他方に對し或種の意思を通知するを謂ふ。(民六七ノ二、六二七)

【申込】申込 契約を締結せんと欲する者が相手方に對して爲す所の意思表示で、相手方

の承諾に依つて契約を成立せしめる效力を有するものを謂ふ。(民五二一乃五三二)

【申立】申立 用ある所に依つて多少其の意味を異にするが、官廳に對し一定の主張を申述することを謂ふ。

【文言】文言 文字を以て謂ひ顯はす詞を謂ふ。(商四三五)

【モンロー主義】モンロー主義 紀元千八百二十三年十二月二日北米合衆國の大統領、モンロー氏が發した宣言で、其の要旨は我北米合衆國は歐洲大陸諸國に於ける國際關係に關係しない代りに、亞米利加に於ける國際爭議に關しては歐洲大陸諸國が干涉することを許さない云々を謂ふのである。此の宣言は西班牙が既に獨立した亞米利加殖民地の上に干涉する權利を有すと主張し、歐洲大陸諸國の間に會議を開いたのに反對する爲めに發したものである。此の宣言は北米合衆國の行政長官たるモンロー氏一個の意見に過ぎないが、モンロー氏其の人が國際上實際勢力を有したので、其の後一種の主義として各國間に重んぜられる様になつた。



世 生

【生産】<sup>せい</sup> 經濟上に貨物の生産とは、人類が其の心神及び體力を労働に依つて既に存在する外物に加へて、自己の欲望を充たすに適する性質を作り出すを謂ふ。

【生産の種類】<sup>せい</sup> 有形生産、無形生産。  
孤立的生産、産業的生産。  
經濟的生産、不經濟的生産。

有形生産とは有形貨物の生産で農業、通信業の如くである、無形生産とは有要な意匠及び勤勞を供するを謂ふ、孤立生産とは生産者自身及び其の家族の直接の消費に供すべき物品の生産である、産業的生産とは生産者以外の人の消費に供すべき物品の生産である、經濟的生産とは生産の結果が生産の爲めに費した所より小なる場合で、不經濟的生産は之に反する場合である。

【生産費】<sup>せい</sup> 生産の爲めに用ゐる費用を謂ひ、労働者の賃銀、資本の利子、材料等である。

世 生

【生産者】<sup>せい</sup> 貨物の生産に従事する人を謂ふ、例へば生産の爲めに使用する労働者は生産者である。(民一七三)

【生産の要素】<sup>せい</sup> 生産に必要な原料を謂ふ、而して生産の原料は外界の自然と人の労働である。

自然的條件 (一) 地形 (二) 地質 (三) 水利 (四) 氣候 (五) 地域  
(六) 地位 (七) 人種及び宗教  
經濟的條件 (一) 労働者の堪能 (二) 労働者の勤勉 (三) 分業  
(四) 資本 (五) 企業的營業  
社會的條件 (一) 國家 (二) 所得權 (三) 相續權

【生産的労働】<sup>せい</sup> 不生産的労働の對稱を爲し、労働の一種類を爲す學説があるけれども、労働は皆な生産的なりとする學説を採用すれば此の如き分類は、無用に歸する。

【生産的資本】<sup>せい</sup> 使用的資本の對稱と爲し資本の一種類と爲す學説あるも、生産的資本のみ眞の資本で使用的資本は資本でないとの學説を採用すれば、此の分類及



び名稱は無用に露する。

【生産的財産】せいさんていざん 生産の爲めに使用する財産を謂ひ、享有的財産の對稱で財産の一分類である。

【生存的欲望】せいぞんていぼう 健全に生存せんとする欲望で欲望の一種類である。

【生計】せいけい 人類が生活を爲すに付ての計劃を謂ふ。(民八七七、一〇〇七)

【生計の資本】せいけいのしほん 人類が生計を營むに付ての資本を謂ふ。(民一〇〇七)

【生前處分】せいぜんちぶん 生存中に效力を發生せしめる財産權の處分を謂ひ、死後處分の對稱である。(民四二)

【生命刑】せいめいけい 犯罪人の生命を奪ふ刑罰を謂ふ、死後處分の對稱

【生命權】せいめいけん 吾人が他から不法に生命を奪はれることがない權利を謂ふ、生命を奪

はれんとするに當つて、正當防衛を爲すことを得るは生命權の行使である。

【生命保險】せいめいほけん 保險者が相手方又は第三者の生死に關し、一定の金額を支拂ふことを約し、相手方が之に其の報酬を與へることを約する一種の保險契約を謂ふ。(商四

二七乃至四三三)

【生死分明】せいしつめい 生存するか死亡したかの判然明確なることを謂ふ。(民一七、二六乃至二八)

【生活の本據】せいごの本拠 生計の中心で生活を爲すに付て諸種の關係の根據地を謂ふ。(民二二)

【生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受くる者】せいごの爲こうしのかいじゆを受けたりたすけたりするもの 貧困の爲め獨立で生活することが出来ないで、他から生活の救助又は扶助を受ける者を謂ふ、例へば公私の育兒院又は養老院に收容された者を指すのである。(衆議院議員選舉法六ノ三)

【政權】せいけん 臣民が其の國の政治に參與する權利を謂ふ。

【政事】せいじ 政治に關する事項を謂ふ。(治安警察法一)

【政社】せいしゃ 政治に影響を及ぼすべき事項の施設を目的とする團結を謂ふ、例へば各種の政黨は政社の主要なものである。



【政體】せいたい 國家の政治を施行する形式を謂ふ、立憲政體、君主專制政體は政體の最も重要なものである。(新聞紙法四二)

【政策】せいさく 國政の施設に關し國利民福を増進する爲めに採用する 臨機應變の策略を謂ふ。

【政府】せいふ 廣狹二個の意義がある、廣義は國家を統治する爲めに主權者が設ける總ての機關を指稱する、(條約文又は其の附屬議定書に所謂某國皇帝陛下の政府)、狹義では帝國議會及び裁判所に對立し、行政總般の作用を管掌する行政の最高機關を謂ふ。(憲八ノ二、三八、四八、六七、六八、七〇、七一、七六ノ二)

【政府委員】せいふゐんゐん 議會に參列し政府を代表して議事に關し賛否の意見を發表し、殊に政府提出案の説明、答辯等を爲す爲め毎議會開設に際し特に任命する委員を謂ふ。

【政合國】せいごく 外交に限り共通一致の歩調を採る爲め、内部の政治が獨立であるに拘はらず、二國以上が相合體するを謂ふ。

【政談集會】せいだんし 國家現時の政治に影響を及ぼさしめる目的で、講談、論議する集會を謂ふ。(治安警察法五ノ二)

會を謂ふ。(治安警察法五ノ二)

【清算】せいざん 法人及び組合が破産以外の事由に依つて解散した場合に、其の現務を終結し及び債權を取立て債務を辨濟し、其の殘餘財産を分配し若くは歸屬權利者に引渡し、解散した法人の財産關係を清濟する處分を謂ふ。(民七二乃至八三、六八五乃至六八八、商法八四乃至一〇三、二二六乃至二三三)

【清算人】せいざんじん 清算事務を執行する人を謂ふ。

【性質】せいしつ 性格、實質を謂ふ、性質なる文字は本來人類の性格、實質を指示する爲め心理學上に用ゐたのであるが、法律語として權利の性質、犯罪の性質等の用例を創設するに至つた。(民一〇三、二六三、二九四、四七二、五〇五、六九七、商一九六、三三六)

【精勤證書】せいしんしよ 巡查又は看守の精勤勤務を證明し、其の名譽を表章する爲め廳、府縣長官が授與する證書を謂ふ。

【精神的欲望】せいしんてきよくぼう 無學を哀んで學ばんと欲し、學んで彌々深からんと欲するが如



くである。

【精神的労働】せいしんてきろうどう

經濟的貨物を生産する爲め用ゐる心力の秩序的活動を謂ふ。

【正貨】せいけ

眞正の貨幣を謂ふ、正貨は正金と謂ふに同じで紙幣及び有價證券中貨幣類似のものとの區別するが爲めに使用する熟語である、兌換紙幣發行に對し正貨準備云々を謂ふ類である。

【正本】せいほん

當該記録を管掌する官吏又は公吏が、利害關係人の請求に應じ法定の形式を

履踐し、原本の全文竝に作成年月日を記載し、作成官吏が其の正當なことを證する

爲め、署名捺印する書面を謂ふ。(現民訴三四九、改民訴一九四、三二二)

【正條】せいじょう

法律の正當な條文を謂ふ意である。

【正誤】せいご

相違した記載事項を訂正することを謂ふ。(新聞紙法一七、一八)

【正犯】せいはん

現に犯罪行爲を實行した者を謂ふ。(刑六〇、六一)

【正當防衛】せいとうぼうゑい 他人の不法行爲に對し、自己又は第三者の權利を防衛する爲め、國家公力の保護を待つ必要な場合に、已むことを得ず自力を以て不法の侵害を防禦

するを謂ふ。(刑三六、民七二〇)

【正教員】せいこういん

小學校の正科正教員及び専科正教員の總稱である。(小學校令施行規則一三五)

【正式裁判】せいしきさいばん

遠警罪即決例に依つて警察署長、分署長又は其の代理官吏が、其の管轄地内に於て犯した遠警罪の即決官渡に對し、刑事訴訟法の規定に従つて司法裁判所に於て宣告する裁判を正式裁判と謂ふ。(遠警罪即決例五)

【制裁】せいざい

不法、不正、不道德の行爲を爲した者に加へる責罰を謂ふ。

【制限】せいげん

事物の程度若くは權利の範圍を制止、限定するを謂ふ。

【制規】せいぎ

制度、法規の意である。(治安警察法)

【制定】せいてい

法規を新たに設け定めることを謂ふ。(法制局官制一ノ二)

【制度】せいど

既に制定して存在する法度と謂ふ意である。

【制止】せいし

官公吏が其の職權に依つて私人の行爲を抑制、停止することを謂ふ。

【制服】せいふく

一定の地位に在る者が着用すべき權利を有し、又或場合には着用する義務



ある制規の衣服を謂ふ。

【成典】てい 成文の法典を謂ふ。

【成文法】せいぶんぽう 成典と同意義である。

【成規】せい 制定、公布に依つて現に成立する法規を謂ふ。

【成年】せいねん 男女の區別なく國民の身體、精神共に充分發達し完全に法律行為を爲し得べき年齢を謂ふ、民法は満二十歳を以て成年とする。(民三、八三〇、八三七)

【成丁者】せいぢやう 成年と謂ふに同じである。

【成案】せいあん

官公署の内部若くは數人の協議で成立した文案を謂ふ。(議院法五六ノ二)

【成立】りつ 國家の機關、公私の法人、契約關係等法律の規定に依つて或條件の充實に依つて存在すべきものが、豫定の條件の具備するに依つて始めて其の存在を認められる状態に至るを謂ふ。(憲三三、議五、民三三、三六、商一二三)

【成立要件】りつじょうけん 或事物若くは或法律關係等の成立に必要な缺くことが出來ない條件を謂ふ。(商一二三)

【成否未定】せいひふみだう 或事物の成就する否か未だ確定しないことを謂ふ。(民一二八、三八〇、一〇九三)

【請求】せいきう 相互の間に法律關係の存在する場合に、一方が他方に對し法律の規定に依つて行為又は不行爲を求めざるを謂ふ。(民七、一三、三〇、一四七、三七四、四二〇、八一八、商四八、八三、九六、一四〇、二四二)

【請求權】せいきうけん 法律の保護に依つて他人の行為又は不行爲を請求する權利を謂ふ。(民七二四)

【請暇】せいげあ 休暇を請願することを謂ふ。(議院法八)

【請願】せいげん 臣民が公益の爲め法規の設定、事業の施設等を君主、議會、行政官廳に對し懇願するを謂ふ。(憲三〇、議院法六二乃至七一、請願令)

【請願書】せいげんしょ 請願するに付いて請願の趣旨を記載した書面を謂ふ。(憲五〇、請願令二一〇)

【製作物】せいさくぶつ 工業に依つて作出した製作物を謂ふ。(民三四二)



【製造免許】せいぞうめんきょ 一般人に自由に製造することを禁止する或物の製造を特定人の願出に依つて特に許可する行政處分を謂ふ。

【青銅貨幣】せいどうかへい 通俗に謂ふ銅貨で銅九百五十分錫四十分亜鉛十分の割合を以つて鑄造した補助貨幣を謂ふ、此の補助貨幣は一圓迄を限り法律上の強制通用力を有するのである。(貨幣法五ノ四)

【世數】せいすう 親から子に至る經過を一世と謂ふ。(民七二六)

【世襲】せいしやく 或特定人に屬する身分、財産等を其の子孫が法律の規定に基いて繼承し、其の利益を享有するを謂ふ。(華族世襲財産法五)

【稅務】ぜいむ 國稅であるを地方稅であるを問はず、總て租稅の賦課徵收に關する行政事務を謂ふ。(大藏省官制五ノ二、國稅徵收法二六)

【稅目】ぜいめい 租稅の種目である、換言すれば租稅の種類、目錄を謂ふ。

【稅率】ぜいりつ 一定の課稅物件に租稅賦課する割合を謂ふ。

【稅金】ぜいきん 租稅には一定の物件を納付するものあり、又金銀を納付するものもある、租

稅として納付する金銀を稅金と謂ふ。

【稅金拂戻】ぜいきんはらひかへ 適法に納入した稅金を或特別の事由に依つて拂戻すを謂ふ。

【稅金納入義務】ぜいきんないりぎむ 町村が法律命令の規定に依つて國稅又は府縣稅等を徵收したとき、更に之を官廳に納付する義務がある。

【攝政】せいてい 天皇が政務を親らし給ふことが出来ない事故あるとき、天皇の御名を以て國家全般の政務を行ふ皇族を謂ふ。(憲一七、七五)

【船舶】せんぱく 商法に於ける船舶は商行為を爲す目的で航海の用に供するものである、(商五三八乃至五五七) 刑法上に於ける船舶は物又は人類運搬の爲め、水上航行の目的で建造したものである。(刑一〇八乃至一一三、一一乃至一二七、一二五乃至一二九)

【船舶所有者】せんぱくしゆうしやうしや 商法及び船舶法の規定に従つて特殊の權利を有し及び特殊の義務を負担するものを謂ふ。(商五四〇乃至五五八、五九一、船舶法四乃至四一)

【船舶共有】せんぱくきゆうきゆう 一隻の船舶を二人以上にて所有するを謂ふ。(商五四六乃至五五五)

【船舶管理人】せんぱくかんりじん 船舶共有者に代つて共有船舶に關する諸般の事務を掌る人を謂



ふ。(商五五二乃至五五四)

【船舶債権者】いせんはくさ 商法第六百八十一條第一號乃至第九號に列記する事項から生じた債権を有し、船舶其の屬具及び未だ受取らない運送貨の上に先取特權を有する者を謂ふ。(商六八〇乃至六八九)

【船舶抵當權】いせんはくたて 商法の船舶の上に不動産の上に設定すると同様の抵當權を設定するを謂ふ。(商六八六乃至六八七)

【船舶國籍證書】いせんはくこくせ 日本船舶を船舶原簿に登録したとき、管海官廳から交付する證書で、其の船舶が日本の國籍を有することを證明するものを謂ふ。

【船長】せんちやう 船舶に乗り込み航海を指揮し、海員を監督し、船内の秩序を維持し、其の他船舶の航行に關する一切の職責を有するものを謂ふ。(商五五八乃至五七五、船員法一三)

【船員】せんいん 船長及び船長以外の海員の總稱である。(船員法二、商五編二章)

【船員手帳】せんいんてうぢやう 船員となつたとき管海官廳に申請して交付を受け、船員たる身分を

有する間は所持しなければならぬ手帳を謂ふ。(船員法三乃至二一)

【船籍港】せんせう 土地に地籍があると同じ様に船舶には船籍がある、其の船籍の在る港を船籍港と謂ふ。(商五六六、五七〇、船舶法四)

【宣言】せんげん 訴訟法上に於ける意義は訴訟進行中訴訟の指揮若くは整理に關し、裁判所が其の意見を表示するを謂ふ、廣義に於ける宣言の意義は公衆に對し政事上又は學術上の意見を公表するを謂ふ。

【宣告】せんこ 憲法上の意義は天皇が統治權者の資格を以て内外に對し、日本帝國の政策若くは大方針を公表するを謂ふ、(憲一四)、民法上の意義は民事訴訟若くは非訴事件に於て裁判所が其の判決を訴訟關係人に表示するを謂ふ。(民七、一〇、一三、三〇乃至三二、八一五)

【宣誓】せんせい 民事又は刑事訴訟に於て證人又は鑑定人が裁判所の訊問に對し、良心に従ひ眞實を述べ何事をも黙秘せず、又何事をも附加しない旨の約を誓ふことを謂ふ。(刑訴七九乃至一二〇、現民訴三〇七乃至三〇九、三二九、改民訴二八五乃至二九



三)

【宣戦】せんせん 一國の主権者が或特定した他國に對し、戦争を開始することの宣言を謂ふ。  
(憲一三)

【全員】ぜんいん 或事件に關係する人員總體を謂ふ。(民五四四)

【全權委員】ぜんけんゐん 或種の國際紛議を處理し若くは或事項に關し、國際條約を締結するに當つて一切の權限を委任された委員を謂ふ。

【全部主權國】ぜんぶしゅけんこく 主權の全部を享有保持する國を謂ふ、多數の獨立國は全部主權國である。

【全院委員】ぜんいんゐん 貴族院及び衆議院に於ける一種の委員で議員全體が委員となるものを謂ふ。(議院法二〇ノ一)

【全院委員會】ぜんいんゐんゐい 貴族院及び衆議院に於ける全院委員の會議を謂ふ。(議院法二二)

【前審】ぜんしん 或特定の訴訟事件に付いて現に繫屬する審級から見て其の以前の審級の裁判を前審と謂ふ。(人二三)

【前官】ぜんくわん 官吏が免官、退職後再び官職に就いた場合若くは他の官職に轉じた場合に以前の官職を前官と謂ふ。(高等官々等俸給令七ノ二)

【前婚】ぜんこん 一旦適法に成立した婚姻が離婚若くは取消に依つて解消した後、其の配偶者であつた男又は女が、更に他の女子又は男子と結婚したときは、以前の婚姻を指して前婚と謂ふ。(民七六七)

【前主】ぜんしゅ 現在或權利を享有する者の以前に、其の權利を享有した人を謂ふ。(民一八七)

【前者】ぜんぜん 或權利若くは義務が數人の手を經由した場合に、或特定の關係者から以前に權利を有し若くは義務を負担した前者を謂ふ。(商三二五、四六六、四六七、四七四、四七八)

【前提】ぜんてい 或種の説明若くは議論を爲すに當つて本論旨を確定する以前に提出する說明を謂ふ。

【専管】せんくわん 或種類の事件に付いて特定の官廳が専ら管轄するを謂ふ。



【專業】せんぎょう 或種の營業を國民一般に禁止し、政府に於て經營するを謂ふ、例へば火藥製造、葉煙草專賣、鹽專賣の如きは專業の適例である。

【專行】せんぎょう 官公吏又は私法人、組合の業務執行者が、或種の事務を自己一個の意見で執行するを謂ふ。(民六七〇)

【專有】せんゆう 民法上に於ける意義は本來共有に屬すべき事物であるが、其の一方が特別の工作等を加へたので専ら、其の人の所有に屬せしめるを謂ふ、(民二三一)、意匠法及定の手續を履行した爲め、他人の之を利用することを禁じ自己のみ之を使用し若くは利用するを謂ふ。(意匠法八、商標法七)

【專賣】せんばい 前項の意義に於ける專有の利益を有する者が、法律の規定に依つて其の利益を主張し侵害行爲を排斥せんとするときは之を專賣權と謂ふ。

【專賣權】せんばいけん 前項の意義に於ける專有の利益を有する者が、法律の規定に依つて其の種の物品を販賣するを謂ふ。

【專賣權】せんばいけん 前項に説明する專賣の利益を或場合に法律の保護に依つて主張するとき之を專賣權と謂ふ。

【專制政體】せんせいせいだい 特定の主權者が他の統治機關の參與を許さず、自己單獨の意見にて諸般の政務を執行するを謂ふ。

【專屬】せんく 權利が特定人に専ら屬するを謂ふ。(民四二三、九八六、人事訴訟手續法一)  
【專屬管轄】せんくくわつ 或種類の訴訟を一定の裁判所から管轄することを謂ふ。(現民訴三一ノ二、三八二、四七二)

【專屬裁判權】せんくさいばんけん 專屬管轄とは或種類の訴訟が一定の裁判所の管轄に專屬することを管轄權から見て下した用語で、專屬裁判權とは或種類の訴訟が一定の裁判所に籍屬することを訴訟人の裁判籍の側から見た用語で、二者は觀察點を異にし同一事物を二様に言ひ現はしたのである。(現民訴一〇、二二、皇室典範五〇、裁審三八)

【詮議】せんぎ 詮考、審議の略語である。

【選任】せんじん 或種の職務を執らしめる目的で、多數人中から適任者を選抜し其の職に就か



しめるを謂ふ。(民一〇四、九一一、商八七、九〇、二二六、二四八)

【選用】せんよう 官公吏を選定して採用するを謂ふ。(裁判所構成法三一ノ二)

【選挙】せんぎょ 被選挙資格を有する多数人中から選挙権を有する者が適任者を指定すること

を謂ふ。(衆議院議員選挙法一)

【選挙権】せんぎょけん 法律命令の規定に基いて選挙する権利を謂ふ。(衆議院議員選挙法七)

【選挙會】せんぎょかい 府縣制では當選者を決定する爲めに選挙長の開く會合を謂ふ、(府縣制

二五乃至二六) 選挙権者の投票終了後點檢済の上開票管理者が爲す所の報告を調査する爲め選挙長の指定した場所及び日時に開く會合である。(衆議院議員選挙法五九乃至六三)

【選挙訴訟】せんぎょしゆい 衆議院議員、府縣會、市會、町村會議員の選挙に關し異議ある選挙

人から提起する訴訟を謂ふ。(衆議院議員選挙法八一、府縣制三四ノ二、市制三六、町村制三五)

【選擇權】せんたくけん 數個の事物中一若しくは數個を任意に選定する權利を謂ふ。(民四〇八)

【選擇債務】せんたくていむ 債權の目的が數個あつて何れを給付すべきかは選擇權を有する者が

選擇するに依つて定まる債務を謂ふ。(民四〇六乃至四一一)

【選定後見人】せんていごじん 指定後見人及び法定後見人がないとき、親族會で選任した後見

人を謂ふ。(民九〇四、九二八)

【選定家督相續人】せんていけとくじやくじん 法定の家督相續人及び指定家督相續人のない場合に、其の家にある被相續人の父又は母若しくは親族會に於て、民法第九百九十二條乃至第九百八十五條に依つて選定した相續人を謂ふ。

【占領】せんりやう 戰爭中一方の軍隊が兵力を以て敵國の領地の一部を領有し、戰爭繼續中假りに其の地を支配するを謂ふ。

【占用】せんりやう 或土地若しくは物件を専ら使用するを謂ふ。(河川法一八)

【占據】せんりやう 占有割據の意である、詳言すれば人が特定の場所に據つて他人の之に入ることを拒むことを謂ふ。(民五〇二ノ一)

【占有】せんりやう 自己の爲め財産上の利益を得る意思を以て物を所持するを謂ふ。(民一八〇、



一八三乃至一八七)

【占有権】せんけん 占有する事實から發生する權利で其の性質は物權である。(民一八〇乃至一八三)

【占有者】せんしや 占有權を有する人を謂ふ。(民一八八)

【占有の訴】せんたいのう 占有權を侵害され若くは侵害される恐れある場合に、占有者が提起する所の訴で三つある。占有保持の訴、占有保全の訴、占有回収の訴是れである。

【占有保持の訴】せんたうのう 占有を妨害されたとき、其の妨害の停止及び損害の賠償を請求する爲め提起する訴を謂ふ。(民一九八、二〇一)

【占有保全の訴】せんたうぜん 占有を妨害される虞あるとき、其の妨害の豫防又は損害賠償の擔保を請求する爲めに提起する訴を謂ふ。(民二〇〇、二〇一)

【占有回収の訴】せんたうかう 占有を奪はれたとき、其の物の返還及び損害の賠償を請求する爲めに提起する訴を謂ふ。(民二〇〇、二〇二)

【戦争】せん 國家と國家の間若くは國家と交戦主體の間に於ける紛争を決する爲め、兵

力を使用するを謂ふ。(現民訴一八二、一八四)

【戦争行爲】せんそうかう 戦争の爲め交戦國の軍隊又は艦隊が爲す所の諸般の行爲を謂ふ。

【戦端】せんたん 戦争の端緒を謂ふ。(刑八一)

【戦闘】せんとう 交戦國雙方の軍隊が勝敗を決せんを欲し、兵器を執つて攻撃防禦を實現するを謂ふ。(刑九二)

【戦時】せんじ 特定の國家間に平和の交際關係破裂し、戦時國際法規の支配を受ける時期を謂ふ。(憲三一)

【戦時禁制品】せんじきんせいひん 戦時交戦國の一方が之を得るに於ては戦闘力を増加し勝敗の上

に影響を及ぼすべき物品を謂ふ。  
【戦時禁制人】せんじきんせいじん 交戦國一方の軍に従事し、其の者の去就が軍勢に消長を來すべき性質の者を謂ふ。

【戦時禁制書】せんじきんせいしょ 交戦國一方の軍隊若くは官廳間に往復する一切の公文書を謂ふ。



【先占】せんせん 國際法上に於ける意義は或國家が自國の領土と爲す目的で、何國にも屬しない土地を占領するを謂ふ、民法上に於ける意義は人が自己の所有と爲す意思で、他人に先ち無主の動産を占有するを謂ふ。(民二三九)

【先順位】せんじ 或地位に就き若くは或權利を享有すべき人が數人あるとき、他人に先ち其の地位に就き若くは其の權利を享有するを先順位と謂ふ。(民九六九、九九七)

【先天的】せんててき 生れながらと謂ふ意味である。

【先訴の抗辯】せんすのこうべん 債權者が保證人に對し債務の履行を請求したとき、保證人が先づ主たる債務者に催告せよとの抗辯である、但し次の場合には保證人は此の抗辯を爲すことは出来ない、(一)主たる債務者が破産の宣告を受けたとき、(二)主たる債務者の行方が知れないとき、(三)保證人が主たる債務者と連帯して債務を負担したとき等である。(民四五二乃至四五四)

【潜匿】せんじ 潜伏、藏匿の略語で人が其の跡を暗まし、公衆をして其の所在を知らしめな

いことを謂ふ。

【借竊】せん 借越、竊取の略語で或物若くは或土地を支配する身分を有しない者が、強ひて其の物若くは土地を支配せんとする行爲を謂ふ。(刑七七)

【借用】せん 借越、使用の略語で一定の身分のない者が不法に一定の身分ある者が使用すべき物件を使用するを謂ふ。

【踐詐】せん 天皇崩御の際、皇太子が天皇の位を踐ませられるを謂ふ。(皇室典範一〇)

【踐成契約】せんせいけいやく 契約當事者の意思表示のみで成立しないで、契約の目的物を實際引渡すに依つて成立する契約を謂ふ。(民三四四、六〇〇)

【煽動】せんどう 或犯罪行爲に附隨し勸誘して其の勢を旺盛ならしめるを謂ふ。

【剪除】せんじゆ 剪み取つて切り去ることを謂ふ。(民二三三)

【善意】せんい 民事上他人間に於ける法律關係の成立を知らないことで、道徳上の悪意に對する善良な意思の状態である。(民三二、一八六、一六二、一九二)

【善意の第三者】せんいのだいさん 特定の當事者間に或種の法律關係の存在することを知らない者で、且つ其の法律關係に何等の關係を有しない者を謂ふ。(民一六、五四、九四、



九六、四六六、商七、一二、三〇、九二)

【善良の風俗】のよろしく 道理、徳義に従ふ所の風習を謂ふ。(民九〇、商二六〇)

【善良なる管理者の注意】ほんりやうなかくい ローマ法以來の學說に所謂良家の父の注意で普通人が一般の場合に用ゐる以上の注意を謂ふ。(民二九八、四〇〇、六四四、六七)

【漸次設立】ぜんじせ 株式會社の設立に付いて發起人が廣く株主を募集し株式總數の引受があつたとき、創立總會を招集し其の終結に依つて會社の成立するを謂ふ。

【説諭】せつ 説明、諭示の略語で官廳、官吏が悪事を爲し若くは爲さんとする者に對し、是非、善惡の岐るゝ所、因果應報の道理を説き諭すを謂ふ。

【竊取】せつ 他人の所持する動産を盜奪するに當つて所持人に對し暴行強迫を加へず、又欺罔、恐喝の手段に依らず、所持人の意思に反して其の動産を自己の所持内に移すを謂ふ。(刑二三五)

【竊盜】せつ 盜奪の意を以て他人の所持する有體動産を竊取するを謂ふ。(刑二三五、二)

三八、民八一三)

【責付】せつ 裁判所は檢事の意見を聽いて勾留された被告人を親族其の他の者に預け置くことを謂ふ、責付を爲すには被告人の親族其の他の者から何時でも召喚に應じ被告人を出頭させる旨の書面を出さしめる。(刑一一八、一一九)

【責任】せき 民法上に於ける意義は行爲の結果として未來に於て被むるべき損失若くは不利益其のものを謂ふ。(民九三二)。刑罰法上に於ける意義は犯罪行爲の結果として受ける法律上の制裁を責任と謂ふ。

【責任の解除】せきにんのかいじゆ 責務の免除である、換言すれば法律命令の規定に依り若くは官吏法上の關係に依り、或種の義務を履行すべき状態にある者に對し、其の義務を履行したことを承認して其の責任を免除するを謂ふ。(會計検査院法一六、會計規則一三五)

【責任準備金】せきにんびんきん 保險會社其の他の法人若くは一個人が契約に依つて負擔する自己の責任を盡す爲めに準備する一定の金錢を謂ふ。(商施九八)

【積量】せきりやう 船舶、汽車等に搭載し得る重量を謂ふ。(船舶法四、船舶法施行法八乃至



一六〇

【積極】せきぎやく

陽的の状態を形容する詞で陰的の状態を形容する消極の對稱である。

【積極説】せきぎやくせつ 或事物に關し有無、存否、可否等と議論の分岐する場合に、有り、存す、可なり、然りと陽的の決論を探るを積極説と謂ふ。【積極的】せきぎやくてき 的なる文字は積極に云々と謂へる場合に於ける副詞たるに過ぎないの

で、其の有無は文意に變更を來たさない。

【設備】せつび

設置、準備の略語である。

【設定】ていせい 法律關係を創設するを謂ふ。(民一七六、二八〇)【設定行爲】ていせいはうぎ 法律關係殊に物權を設定する爲めに爲す行爲を謂ふ。(民二六八、二七三、二七八、二八〇、二八一)【設立者】てつりや

營造物若くは事業を創設する人を謂ふ。(非訟事件手続法三四)

【設立地】てつりち 營造物若くは或種の事業を設立する場所を謂ふ。(非訟事件手続法三四)

ノ二〇

【設立登記】てつりとうき 營造物、事業、法人を設立したに依つて爲す登記を謂ふ。(商二六)【設立費用】てつりひよう 營造物、法人等の設立に要した費用を謂ふ。(商二二二ノ五)【設計書】ていけいしょ 事業の設立に關する計劃を記載した書面を謂ふ。【設權證券】てつけんしやう 或種の權利關係を成立せしめる要素で、之がなければ權利が成立することが出来ない有價證券を謂ふ、例へば手形の如きである。【折半】せはん 或物件、金額、數量を二分することを謂ふ。(民二四一)【折衷主義】せちゆうしぎ 二個以上の主義中から一部分宛を探り合併して創設する主義を謂ふ。【截取】せきしゆ 竹木其の他の植物の根枝を切り取ることを謂ふ。(民二三三)【絶家】てつか 戸主の死亡、國籍喪失等に依つて家督を相續すべき場合に、家督相續人がない爲め家名の斷絶するを謂ふ。(民七三一、七六四)【絶對的】てつてい 相對的の對稱で相對立するものなき状態を形容する語である。【絶對的商行爲】てつていしやうぎ 或種の商行爲で商人が爲すこと、又營業として爲すと否とを論ぜず、何人でも一回之を爲すと法律上常に商行爲となる行爲を謂ふ。(商二六三)



【赤十字條約】せきじゆうじやく

一に之をシエネグア條約と謂ふ、西曆一千八百六十四年八月二十一日瑞西國シエネグア府で瑞西國外十一ヶ國間に於て、戦時に於ける病傷者救護の目的を以て締結せられた條約で、日本帝國は一千八百八十六年(明治十六年)六月五日を以て之に加盟したのである。

す

【水兵】すいへい

海軍兵の一種で主として戰闘行爲に従事する者を謂ふ。

【水路】すいろう

流水の通路を謂ふ。(民二一九)

【水道】すいどう

市町村の住民の需要に應じ給水の目的で、市町村が其の公費を以て布設することゝな普通とする設備を謂ふ。(水道條例一二)

【水産税】すいさんぜい

廣義に解すれば水中から生ずる産物に賦課する租税である。

【水雷團】すいらいだん

各鎮守府に附屬して水雷に関する諸般の事務を司掌する所を謂ふ。

【水流地】すいりゅうち

舟楫の運ばない水流の床地を謂ふ。(民二一九、二二二)

【水利組合】すいりくくみあひ

水利又は水害豫防の事業で一市町村若しくは町村組合で爲すことを得ない特別の事情あるとき此等の事業を經營する爲め設ける處の公法上の團體を謂ふ。

【推定】すいぢやう

事實の如何を問はず法律の力に依つて反對證據の舉るまで、或事實は斯々であること一應假定するを謂ふ。(民一三六、二〇八ノ一、二五〇、四二〇、八二〇、商二〇、二六五、三八七、四三七)

【推定家督相続人】すいぢやうかこくぞうりゆうじん

被相続人の家族である直系卑屬で、民法第九百七十條の規定に依つて最先の順位にある者を謂ふ。民九七三、九七五乃至九七九、九八二

【推定遺産相続人】すいぢやういさんぞうりゆうじん

家族である被相続人の直系卑屬で、被相続人の死亡に依つて其の遺産を相続すべき者を謂ふ。(民九九八乃至一〇〇〇)

【推定的商行爲】すいぢやうてきしやうぎやう

實際商行爲であるか否かは明かでないが、一般の慣合から推測して法律上商行爲と一應假定する行爲を謂ふ。(商二六五ノ一)

【推問】すいもん

特別の義務を負ふ者若しくは特種の地位にある者に對し、事件の關係を明ならしめる爲め推問責して其の答辯を求めるを謂ふ。(會計検査院事務章程三八ノ三)

す

水・推



出・隨・樞・數

【出納】<sup>しゅつご</sup> 金銀物品の收入支出を總稱する。(會計法三五)

【出納決算】<sup>しゅつごけつざん</sup> 一會計年度間に收入支出した金銀又は物品の決算を謂ふ。

【隨意契約】<sup>いざいけいやく</sup> 法律命令に特別の規定ある場合に競争入札に附せず、當該官廳に於て特定人と約束を結び工事の請負又は物件の賣買、貸借を爲す爲めに締結する所の契約を謂ふ。(會計規則一四)

【樞密顧問】<sup>しゆみつこもん</sup> 樞密院官制の定める所に従ひ、天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議する憲法上の機關を謂ふ。(憲五六)

【數重】<sup>かずかさ</sup> 個數、分量の略語である。(民五六五、商三九、二八八、二九〇)

【數人共犯】<sup>かずにんきんぱん</sup> 二人以上の者が共同して一罪若くは數罪を犯すを謂ふ。

# 法律百科大辭典 (卷)

昭和五年六月五日印刷  
昭和五年六月十日發行

〔定價參圓五拾錢〕

不許  
複製

編者 大日本法律普及會

發行者 下里公民

印刷者 小磯茂

印刷所 新生社印刷所


發行所 東京市牛込區  
山吹町七十九  
耕文社出版本部

振替東京七四八九〇
















三

天